

第Ⅲ章 事例研究(1)－情報公開を求める青森県民の会の事例

第1節 核燃サイクル施設建設問題と情報公開・市民オンブズマン運動

1. 開発政策下における周辺社会の地方自治

地域づくりの運動としてオンブズマン運動がどの様に位置づけられるか。その「新しさ」は何か。以上の課題を基に、仙台市と青森県の事例をふまえて、日本においては初期の段階と思われるこの市民運動を実証的に検討することにする。特に、住民運動においては不可欠な要素となる教育＝学習の側面を中心に、現段階の課題を示そうと思う。

青森県におけるオンブズマン活動組織化の中心になっているのは、1995年に発足した「情報公開を求める青森県民の会」（以下、県民の会）である。この運動の組織化の特徴は、周辺社会である青森県の地域的特色とその課題の中から展開してきたというところにある。まさに、高度経済成長政策以降の地域開発の中で、周辺社会の地方自治のあり方が変えられ、住民は新たな課題に直面し、質的に違った住民運動が求められていったからである。それは、核燃料サイクル施設建設問題で揺れる青森県六ヶ所村の問題と、その全県への影響という事柄に集約されている。

六ヶ所村を含むむつ小川原地域は、周辺社会であったが故に、新全国総合開発計画（1969）によって国の開発計画に位置づけられた。青森県は、1968年にむつ湾大規模工業開発調査を日本工業立地センターに委託して、約3000haの土地に対する巨大開発が始まった。この間投資された公共投資額は約2254億円で、従事した県職員数は約2000名にものぼった。しかし、30年間におけるその実績は石油備蓄基地と核燃サイクル施設ができただけで、バラ色の開発は夢に終わりつつある。県が大株主となっているむつ小川原株式会社は、土地を売却できないために年々借金が増え、約2200億円を越える累積債務を抱え、金利負担だけでも現在年間100億円以上にのぼっていると報道されている。まさに破産寸前の状態である。全国の多くの地域でそうだったように、莫大な税金を投入して企業誘致の基盤整備をしてはみたものの企業がやってこないという、外来型開発に依拠した地域づくりが破綻した典型的な事例であったといえよう。

この破綻を取り繕うために、「来てもらえるならばどのようなものでも良い」という対応をとった県当局によって誘致が推進されたのが、「巨大迷惑施設」としての核燃サイクル施設である。全国（徳之島1976、西表島1980、平戸島1982、奥尻島1983）から拒否された挙げ句に白羽の矢がたったのが1984年のことであった。その1年後には村が立地受諾を決定、85年4月には県も立地を認めるという素早い対応であった。しかし県内においては、国策としての開発政策やエネルギー政策とは別に、多少の危険性は自覚しながらも、出稼ぎをなくすための「産業構造高度化」論として少なからぬ住民の支持を集めてきた。¹⁾まさに、開発政策の中でハンディキャップ地域とされ、産業構造調整政策の下で衰退させられている東北農村の典型的な事例でもあったといえるが、施設建設によって明らかにされたことは、宮本憲一氏が70年代初頭に指摘していたように、地域づくりをめぐる中央と地域の主導権争いの中で、地方自治や住民自治の危機を招いたということであろう。²⁾

この間の青森県内の状況を見ると、「経済構造調整政策」政策下での農業・農村の衰退が一層露わになってきている。農業生産の減少の中で、農家自体も着実に減少し、出稼ぎ者数は東北地方の半分を数えている。農業生産額10%減は2.09倍の最終効果を示すという試算にも現れているように、

農業の衰退が地域経済に与える影響は大きい。当初核燃サイクル施設は県内への建設投資効果が1770億円あり、雇用効果が250万人あるというふれこみであった。しかし、それは15年間の数値であって、1年間では110億円、500人であることを見れば、出稼ぎが解消されるとはいえず、人口もピークであった1967年から減少している。むしろ予想されるのは農業や漁業の風評被害であって、そのために生産額が10%減少したとすると400億円もの被害になる数値である。この数字と引き替えに、実際に六ヶ所村で起こっているのは、核燃料のリサイクルではなくて、高レベル放射性廃棄物の搬入（全国のゴミ捨て場づくり）であり、当面50年間は危険物と共存の運命を担わされているのである。⁽³⁾

開発政策に対しては、多かれ少なかれ反対派の住民が様々な運動を展開していた。しかし、それに対する推進側のPA活動や補助金ばらまきは一定程度成功しているようである。六ヶ所村の例でいえば、開発事業に参加した結果、最低水準であった一人あたりの村民所得がようやく県平均を上回り、村税収入も80%以上の比率を占める固定資産税収入により、年間予算の一般会計は県内59町村中第2位となっている。（96年度）しかしその大きな部分は電源三方交付金であり、この10年間で120億円に達し、村の一般会計の三割以上を占める高率である。この交付金は地域振興対策としては紐付きの予算であり、レイクタウンや環境研究所建設などに使われ、村民が自由に使えない予算であるばかりでなく、ウラン濃縮工場と低レベル廃棄物施設関連は助成が終了しており、その後の運営はいずれ村の負担になることは目に見えているのである。出稼ぎ者も依然1000名程度存在している。「原発立地の後も原発」⁽⁴⁾という選択をせざるを得なかった地域のような道をたどるのか、地域振興のあり方は今もって問われているといえよう。

2 核燃サイクル建設反対運動の展開

1) 開発政策の失敗と核燃反対運動 —91年知事選まで—

以下、青森県六ヶ所村をめぐる核燃サイクル施設建設反対運動展開の事例を取り上げ、核燃サイクル建設問題の基本的な性格と運動の展開の関連を示し、その組織化の展望としての情報公開・市民オンブズマン運動を位置づけるとともに、従来からの運動の弱点であった立地点での運動組織化を考える上での課題として検討を加えることとする。

前述したように、この問題の発端は、新全国総合開発計画によって、六ヶ所村を含むむつ小川原地域が国の開発計画に位置づけられたことにあるが、地方自治の側面から見ると、全国の多くの地域でそうだったように、莫大な税金を投入して企業誘致の基盤整備をしてみたら企業がやってこないという、外来型開発に依拠した地域づくりが破綻した典型的事例であった。⁽⁵⁾ この破綻を取り繕うために、県当局によって誘致が推進されたのが、「巨大迷惑施設」としての核燃サイクル施設である。

県民の対応は、開発政策に端を発した問題でありながらも、10年以上を経過して、「核」とエネルギーをめぐる環境問題としても、あるいは、地域振興や産業振興をめぐる問題としても多面的に捉えられ、住民運動もそれにともなって発展してきたのが特徴である。「産業構造高度化」論を論拠にむつ小川原計画の破綻を埋め戻そうとしていた推進側とは別に、反対側住民の運動は多方面から始まっていた。多様な団体や個人がそれぞれの立場で核燃問題を議論し、「白紙撤回」の一致点での共同行動を進めてきたという展開になっている。⁽⁶⁾

最初に立ち上がった六ヶ所村の農漁民にとっては、降ってわいたような巨大開発によって自分達

の生業の権利が奪われることに対する反対運動であった。しかし、この施設は放射性廃棄物を含み、他とは比べものがないくらいの危険性をもたらすものであったが故に、安全性と、環境破壊に関する議論が沸き上がった。10年以上活動を続けている八戸市の「原子力を勉強する会」や弘前市の「放射能から子供を守る母親の会」など多くの団体が、施設の安全性問題を取り上げ、「子ども達に輝く未来を残す」ために核燃の反対を続けるという行動を展開していった。医師のグループや学者、文化人、弁護士のグループなども、自分の専門の立場から反対運動に加わり、84年10月に「核燃問題を考える文化人・科学者の会」を結成する。さらに、核問題（平和問題）とエネルギー政策問題がこれに加わっていく。これは一方では、原水禁運動など核廃絶に関わる運動、原子力発電そのものの当否をめぐる「反原発」の動きという、政治的対立を含む中央の反対運動が青森に持ち込まれることをも意味した。「青森県反核実行委員会」（84年3月結成）と「核燃サイクル設置反対連絡会議」（85年3月結成）は、「原水禁国民会議」と「日本原水協」という中央の反核運動の対立を反映しながら組織され、それぞれの市民運動グループがこれらに結集していくことにより、運動を進めていく母胎となっていった。

中央の運動の分裂は80年代の初頭から顕著であったが故に、核燃反対運動の「統一」の努力は当初から意識的に取り組まれていた。この点で大きな力を発揮したのは、前述した「文化人・科学者の会」等の活動である。1986年のチェルノブイリ原発事故以来急速に高まった反核燃運動の高揚の中で、この会と日本科学者会議のメンバーが中心となって、同年8月に八戸市で原子力発電問題全国シンポジウムが開かれた。プルトニウム政策の関連においては世界的にも注目されている核燃サイクル施設ではあるが、この問題に関心を持ち、また反対の運動を行っている団体・個人は多様である。シンポジウムを契機にそのような人々に青森から正確な情報や資料を提供するべく、「核燃サイクル施設問題青森県民情報センター」が87年2月に設立された。（2000年現在個人会員約700、団体会員約60、事務局は弘前大学教育学部内）「情報センター」は核燃反対運動を直接担っている団体ではないが、反対運動をつないでいくために役割を果たしてきた。原水禁運動に代表されるような政党間の政治的対立に左右されることなく、自主的な立場から地域問題を考えようとするものであった。⁽⁷⁾ 91年6月から、筆者は当センターが発行する『核燃問題情報』（隔月刊）の編集長を務めている。筆者のアクションリサーチは主としてこれ以降のことである。

無党派ではなく多党派で運動を進めていこうとする動きは、やがて農協青年部、婦人部や県生協連にも広がり、統一署名運動や統一運動組織である「核燃阻止懇談会」（90年4月結成）を発足させ、91事選に統一候補を擁立するまでの力を創り出してきた。それは、「反原発」ではなく「核燃白紙撤回」の一致点での運動であり、知事を変えることで県民の意志として立地協定の破棄を申し入れて核燃を撤回させるという方向を示すものであった。直前の参議院選挙区選挙で、反核燃の候補が35万票を獲得し圧勝した勢いを得て、91年知事選は核燃問題を争点に押し上げて取り組まれた。それは、開発、環境、安全、平和、エネルギー、農業、漁業、教育など様々な思いの下に核燃に反対する半数以上の県民（反対署名は有権者過半数の52万余が集まった。）を、地方政治を作り上げる力として結集できるかという課題でもあった。

2) 青森県の「六ヶ所村化」に対抗する住民運動の展開と課題 — 91年知事選以降 —

91年知事選挙は、反核燃統一候補が接戦を演じたものの推進派の現職知事が得票率44%で勝利した。その内訳を見ると、白紙撤回の候補は津軽地域では勝ったものの、六ヶ所村や原子力半島化し

ている下北など南部地域では推進派の候補に圧倒的に負けていた。市部でも撤回候補が推進候補を上回ったのは弘前市のみであった。⁽⁸⁾

この結果をもたらした理由として第一に考えられるのは、学習運動の積み上げの差である。当時の「核燃情報センター」の会員は圧倒的に弘前市を中心の津軽地域が多く、統一の母体となった「阻止懇談会」も津軽地域以外は余り機能しなかったことが指摘されている。知事選当時において、当情報センターの会員は津軽地域で団体33、個人299名であるのに対し、六ヶ所村のある上北地域では団体13、個人28名にすぎなかった。⁽⁹⁾ 用地買収が進んだ六ヶ所村では、核燃施設の建設が進み一部は運転が開始されており、反対の声をあげることも自体が困難になっている現状があった。

第二には、圧倒的なPA活動と補助金ばらまきによって、「核燃は反対だが知事は現職」、「風評被害よりも現実の補助金」を求めた県民が、特に下北、上北、三戸郡などの南部地域に多かったということである。南部地域では、田子町の長芋、大蒜や名川町のサクランボなど米に頼らない野菜や果物の生産が伸びようとしており、全国の野菜作付け面積が減少している中で着実な前進を見せ始めていた。昭和57年度以降に指定された野菜生産指定産地も9カ所を数え、国に対して設備投資費を含める補助を求めている。直前の意識調査(青森テレビによる無作為抽出調査で有効票1098票)で現れたように、核燃白紙撤回の態度を表明した有権者(全体の35%、推進は13%、凍結は15%)の内、推進候補に15%、凍結候補に26%が投票を指向しているのである。⁽¹⁰⁾

これは反対運動に対して学習の中身への課題を提起した。農業者や消費者(生協)などがそれぞれの立場から反対運動を展開したのであるが、それが自治体政策へと問題を進展させるまでにはいたらなかったということである。⁽¹¹⁾ いわば、争点を発展させることにおいて大きな弱点を示していた。90年の参議院選挙区選挙において反核燃候補の圧勝は、消費税廃止や農作物輸入自由化反対などの課題の中で反自民の候補に票が集中したのであって、核燃問題のみで取った票ではないことを過小評価していたということであった。これまでの運動は、“ヒロセタカシ現象”に代表されるような「安全」の問題や「環境」の問題に焦点が向けられていた。しかし、回りがいくら騒いでも地元住民が認めてしまうような現実をどうするか、「そうは言っても、出稼ぎをなくすためには核燃しかない」という地域の声にどう答えるのかという動向に明確な対案を提示できるような、地域に根を張ったものへと発展させることが求められたのである。

92年8月に科学者会議青森支部と同原子力問題専門委員会の共催によって開催された「核燃シンポジウム」は、まさにこの問題が取り上げられ、学習運動の質的転換のための画期となった。国際情勢からいっても、技術的側面や経済性からいっても、いずれ核燃サイクル計画は破綻するという見通しが提示された後、阻止の展望が語られた。核燃が地域を豊かにするかという点について、補助金のばらまき=電源立地財政は地域振興対策ではなくエネルギー産業政策のひとつに過ぎないことから、「原発誘致を踏台にして原発に依存しない自立の道に飛躍することは幻想」であり、企業城下町としてのあり方しか望めないことが指摘された。さらに、誘致企業は青森県の安い労働力に狙いを付けているだけであり、核燃があるから進出しているわけではないこと(経済性でいえば核燃による風評被害の影響の方が大きい)、むしろ着実に生産を拡大している農業を含む第一次産業の役割を過小評価できないこと、「産業構造高度化」の必要を認めたとしても、地場産業の内発的発展が必要であって、加工型産業の育成やそのための人材育成など地道な努力を補助金に頼る地域づくりが放棄させてしまうことがあげられた。六ヶ所村の農民からは、「核燃はあくまでも副産物、主産物としての地域づくりを考える」という意見が印象的であった。我々が地域の「主産物」をどう見るかによって、核燃に対する姿勢は変わるということを示している。その意味では、今や青森

県全体が「六ヶ所村化」＝日本原燃産業や電力関係者の「城下町」に成り下がろうとしてはいないだろうかということである。例えば、弘前市などの場外舟券売り場建設にみられるように、あれだけの反対運動の中でも賛成派の根拠は、「そうはいつでもこれで100名の雇用が確保できるのは魅力だ」という主張であり、基本的には六ヶ所村＝核燃の論理と同じものが浸透しているのである。核燃問題という「開発、環境」問題を通して、地域が主体的であり続けるために何を大事にしなければならぬかを学ぶという運動上の課題である。それは、「主産物」とは何かをそれぞれの地域で考え行動することではないか。核燃や六ヶ所村を自分の事として考えることは以上のような事を示しており、自分の地域づくりのために足元で行動することこそが、六ヶ所村住民と連帯し、核燃施設を止める幅広い運動を作り出す展望につながることを学んできたのである。⁽¹²⁾

資料Ⅲ－3 核燃問題略年表

- 68.12 通産省が工業開発の試案発表
- 69. 5 新全国総合開発計画閣議決定
「新全国総合開発」閣議決定。むつ小川原地域を大規模工業基地の新候補地に
- 70. 4 県が「陸奥湾小川原湖対策室」設置
県内16町村による陸奥湾小川原湖大規模工業開発促進協議会発足
- 70.10 県が開発の基本構想を発表。基幹産業に鉄鋼、アルミなど8業種想定
- 71. 3 開発主体の「むつ小川原開発株式会社」設立
- 71. 4 用地先行取得のための「むつ小川原開発公社」発足
- 71. 8 寺下力三郎六ヶ所村長が「開発反対」表明
- 71.10 六ヶ所村開発反対期成同盟結成
竹内県知事が初めて六ヶ所村で住民代表へ現地説明。村民が激しく抗議
- 72. 5 県は石油基地を中心としたむつ小川原開発第一次基本計画と住民対策大綱を発表
- 72. 9 政府がむつ小川原開発について閣議口頭了解
経団連の陸奥湾小川原湖開発研究会が現地視察（23日まで）
- 73. 2 六ヶ所村長選挙、開発推進派の古川伊勢松氏当選
- 73. 3 むつ小川原巨大開発反対全国集会が六ヶ所村で開かれる
- 73.12 六ヶ所村長に開発推進派の古川伊勢松氏当選
- 75.11 県、むつ小川原開発第二次基本計画を政府へ提出
- 77. 3 六ヶ所村の開発反対派が条件付きで開発推進を認める方向へ転換
- 77. 8 むつ小川原第二次基本計画を閣議口頭了解
- 77.12 むつ小川原開発（株）、開発区域内3700ヘクタールのうち3300ヘクタールを確保

- 79. 6 六ヶ所村漁村（15億円）、六ヶ所村海水漁協（118億円）と県が漁業補償協定に調印
- 79.11 石油公団むつ小川原備蓄事務所開設

- 80. 3 泊漁協（33億円）、白幌漁協（5億5千万）と県が漁業補償協定に調印
- 80.11 国家石油備蓄基地タンク建設地地鎮祭

- 83. 4 加藤国土庁長官が来県、現地視察。「これまで通り基盤整備進める」と表明
- 83.12 中曽根首相が総選挙遊説で来県、「本県を原子力のメッカに」と発言

- 84. 1 核燃サイクル立地についての初めての報道
電事連、核燃料サイクル施設の建設構想発表
- 84. 3 「青森県反核実行委員会」（社会党、県労等）結成
- 84. 4 電事連、県に「核燃料サイクル基地」立地協力要請
- 84. 7 電事連、県と六ヶ所村に立地協力要請
電事連、「核燃料サイクル基地」の六ヶ所村立地について正式に協力要請
- 84.10 「核燃施設問題を考える文化人・科学者の会」結成
- 84.11 「文化人・科学者の会」第1回県民シンポジウム開催

- 85. 1 六ヶ所村、立地受諾を決定
- 85. 1 「核燃施設問題を考える文化人・科学者の会」、小冊子『核燃料サイクル施設は安全か』
発行
- 85. 1 「原子力を勉強する会」発足（八戸市）
- 85. 3 「核燃サイクル施設設置反対連絡会議」（共産党、統一労組懇等）結成
- 85. 3 「核燃から漁場を守る会」（六ヶ所村泊）結成
- 85. 4 青森県、立地受諾を決定
- 85. 4 県農協青年部・婦人部、核燃反対総決起集会
北村知事が電事連へ立地受け入れ回答
県と六ヶ所村、立地受託を正式回答。日本原燃産業と基本協定締結
「むつ小川原第二次基本計画一部修正」を閣議口頭了解。核燃料サイクル基地の立地がむつ
小川原開発の一部となる 石油備蓄基地完成
- 85. 5 「放射能から子供を守る母親の会」発足（弘前市）
- 85. 5 県労議長ら県民投票条例案を県に請求（署名約9万3千人）

- 86. 4 「核燃施設問題を考える文化人・科学者の会」、『科学者からの警告－青森県六ヶ所村核燃料サ
イクル施設』発行
- 86. 4 チェルノブイリ原発事故
- 86. 7 「放射能から子供を守る母親の会」、毎月1回26日のデモ始まる
- 86. 8 八戸市で日本科学者会議等主催で第12回原子力発電問題全国シンポジウム開催

- 87. 2 「核燃料サイクル施設問題青森県民情報センター」設立

87. 4 「核燃まいね」の意見広告
 87. 9 農業4団体「核燃阻止農業者実行委員会」結成
88. 1 「ストップ・ザ核燃100万人署名実行委員会」発足
 88. 5 「ストップ・ザ核燃100万人署名実行委員会」国と県に38万9千の白紙撤回を求める署名提出
 (農業者実行委員会=14万6千, 生協連=6万もその後提出)
 88. 6 ストップ・ザ・核燃署名委員会, 知事にサイクル建設建設白紙撤回の署名簿約37万人分提出
 88. 8 「核燃サイクル阻止1万人訴訟」原告団結成
 88. 8 国, ウラン濃縮施設事業許可
 核燃料サイクル阻止1万人訴訟原告団結成
 88.12 県農協, 農業者代表会議で核燃白紙撤回を決議
 88.12 「地域づくり研究会」発足 “地域づくりセミナー” 開催
89. 1 全国保健医団体連合会, 定期総会で核燃反対決議
 89. 2 医療従事者の会, 核燃反対意見広告
 89. 4 県りんご生産者大会で, 核燃施設白紙撤回を決議
 六ヶ所村で「反核燃の日」全国集会。約1万人参加
 89. 6 県教組大会で核燃白紙撤回決議
 89. 7 参議院選挙(選挙区)で, 反核燃の三上隆雄氏圧勝(35万余票)
 核燃料サイクル1万人訴訟原告団, ウラン濃縮工場への行政訴訟を青森地裁に起こす参院選で
 核燃料サイクル施設反対を掲げた三上隆雄氏当選
 89. 8 県内92農協中50農協が反対決議(県農協中央会発表)
 89.11 「文化人・科学者の会」, 『科学者からの提言ー「核燃」は阻止できる』出版
 89.12 六ヶ所村長選挙, 「凍結」を公約に挙げた土田浩氏当選
90. 1 六ヶ所村議会, 核燃推進の請願採択
 90. 4 反核燃11団体によって「核燃阻止懇談会」発足
 90. 7 弘前市で第2回東北の社会教育を考える集会開催, 東北問題として核燃問題が論議
 90.11 国, 低レベル廃棄物埋設施設事業許可
 90.12 核燃阻止懇談会を中心に有権者過半数に上る立地協定破棄を求める反対署名を国と県
 に提出(52万余)
91. 2 県知事選挙, 核燃反対の金沢茂候補善戦
 91. 7 県, 六ヶ所村, 日本原燃産業3者によるウラン濃縮施設の安全協定締結
 91. 9 六フツ化ウラン六ヶ所村に搬入
 91. 9 原燃PRセンターオープン(六ヶ所村)
 91.10 六ヶ所村で原子力安全委員会主催の公開ヒアリング開催
 91.11 第1回「青森県の自然・環境問題を考える集い」開催
 核燃料サイクル阻止1万人訴訟原告団, 低レベル廃棄物施設に対し提訴

- 92. 3 ウラン濃縮工場本格操業開始
- 92. 4 国, 高レベル廃棄物管理施設事業許可
- 92. 8 核燃サイクル問題シンポジウム開催, 地域づくりと核燃阻止の展望がテーマ
- 92. 12 国, 再処理埋設事業許可
再処理工場に事業許可

- 93. 4 再処理施設建設着工
- 93. 10 第1回「青森県地域づくり共同の集い」開催
- 93. 12 六ヶ所村長選で土田氏再選

- 94. 2 ウラン濃縮工場でトラブル, 運転停止(5月27日再開)
- 94. 5 「高レベル廃棄物搬入阻止連絡会」結成(野辺地町)
- 94. 6 再処理を考える青森国際シンポジウム(青森市)
- 94. 11 科技庁, 高レベル廃棄物の最終処分地問題について, 知事の意向に反しては最終処分地に選定
されない旨の確約書を知事に渡す
- 94. 12 高レベル放射性廃棄物貯蔵施設安全協定締結

- 95. 2 県知事選で現職の北村氏落選し, 木村守男氏当選
- 95. 4 六ヶ所村長選で現職土田氏再選
- 95. 4 高レベル廃棄物六ヶ所村に搬入, 貯蔵が開始される
木村知事, 最終処分地に関する科技庁の回答を不服とし, 高レベル廃棄物輸送船の接岸拒否。
科技庁長官の確約文書提出を受け, 翌26日に接岸許可。フランスからの返還ガラス固化体を初
搬入
- 95. 5 「情報公開を求める青森県民の会」発足
- 95. 7 参議院選挙で反核燃の現職三上氏落選
- 95. 10 「津軽地区核燃懇話会」結成
木村知事, ITERの六ヶ所村誘致を正式表明
- 95. 12 六ヶ所村議会 ITERの誘致の請願可決
- 95. 12 高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の重大事故発生

- 96. 1 青森県情報公開条例制定
- 96. 6 「原子力政策青森賢人会議」発足
- 96. 8 巻町で原発建設の是非を問う住民投票

- 97. 1 「核燃情報連絡会」結成
- 97. 3 東海村動燃再処理工場で爆発事故発生
- 97. 3 核燃情報センター10周年レセプション
- 97. 3 高レベル廃棄物第2回目の六ヶ所村搬入
県の「むつ小川原開発調査検討委員会」が2年間の最終報告として「新たなむつ小川原開発の
基本方針」まとめる。2010年を目標に環境調和型「国際的な科学技術都市」形成を打ち出す。

97. 7 核燃問題を中心テーマにJ S A東北地方区シンポ開催
- 97.10 核燃情報センター主催公開座談会
- 97.11 六ヶ所村長選で現職土田氏落選し橋本寿氏当選、反核燃候補得票率1%
- 97.12 第2回核燃公開座談会
-
98. 1 「青森県の将来を憂える会」結成の呼びかけ
98. 3 「五全総」でむつ小川原開発の延命決定
98. 3 知事が高レベル放射性廃棄物の接岸拒否、六ヶ所村搬入が4日遅れる
高レベル放射性廃棄物輸送船の接岸を前に、木村知事は科技庁長官、通産相と会談、首相との会談をもとめたが物別れ。知事は接岸拒否
木村知事、首相と会談。最終処分地決定に努力するとの確約を得、輸送船接岸を許可
98. 6 東北北海道市民オンブズマンネットワーク例会で核燃情報を含む第3セクター情報公開について討議
98. 7 木村知事、六ヶ所村再処理工場への試験用使用済み燃料搬入に関する安全協定に調印
98. 9 動燃解散
- 98.10 使用済み核燃料輸送容器の製造過程で試験データの一部改竄が発覚
使用済み核燃料を六ヶ所へ初搬入
使用済み核燃料輸送容器の中性子遮へい材のデータ改ざんが発覚。科技庁と木村知事は日本原燃に、使用済み核燃料を使った校正試験と2回目の搬入中断を要請
-
99. 1 青森県知事選挙で木村守男氏再選
99. 3 むつ小川原開発(株)が株主総会。借入金2298億7千万円に
99. 4 日本原燃、再処理工場本体の稼働時期を2年先送りして2005年とする方針
99. 7 木村知事、校正試験と使用済み燃料運搬の再開を容認
むつ小川原開発再建問題で、木村知事と関谷国土庁長官が会談。国、関係者間の話し合いで再建策づくりを進めることで一致
99. 8 国がむつ小川原会社の債権一部放棄を民間に要請、県内2行は「応じられぬ」
むつ小川原会社の債権放棄率「都銀の半分以下に」と県内2行が経団連に要請
むつ小川原新会社の資本金は815億円と関谷国土庁長官が会見
99. 9 東海村JCO東海村事業所で臨界事故発生
木村知事、むつ小川原再建協議に「開発の方向性の話し合いがない」と遺憾の意
「経団連がむつ小川原会社の経営指導に責任持つ」との念書をみちのく銀行が公開、再建放棄をあらためて拒否
県議会自民・与党派が「再建問題で新たな協議の場を」と知事に要請。政府は再建策取りまどめを年末へ先送り
- 99.12 科学技術庁が六ヶ所再処理工場貯蔵プールの使用前検査に合格証を交付
使用済み核燃料の本格搬入に向けて協議入り
木村知事がむつ小川原開発処理案を了承
政府がむつ小川原開発処理策を閣議了解

- 00. 3 むつ小川原開発公社が株主総会。1680億円の債務超過の決算に
- 00. 4 日本原燃が遠心分離機の停止が相次ぐ六ヶ所ウラン濃縮工場の生産ライン「RI-1A」を停止
- 00. 10 県、日本原燃、六ヶ所村三者による本格搬入の安全協定締結
- 00. 12 使用済み核燃料の本格搬入始まる
- 00. 12 「青森県地域自治体問題研究所」設立

3. 開発政策下における地域振興の矛盾

1) 立地点での運動の課題

周辺社会の地域づくりをめぐる動きとして近年顕著になってきたものとしては、巻町や沖縄で実施された各種の住民投票条例や直接請求運動のように、住民が自ら政治に参加することによって従来の議会や政治の在り方を変える動きである。「中央直結」や「外来型開発」という政策に取り込まれ、保守政治の地盤といわれてきた農村地域においても、減反政策に反対したり、産業廃棄物処理＝ゴミ捨て場となることを拒否する自治体も現れてきた。それでは、周辺社会であったが故に巨大開発に取り込まれた六ヶ所村ではどうだったか。

むつ小川原開発計画に対抗して、六ヶ所村内の住民運動が最も高揚していた時期は、村長が開発反対の姿勢を貫き、村内に様々な運動組織が結成されていた1971年から73年頃であるという報告がある。⁽¹³⁾ この時期はまた、地域住民と教育労働者の共闘によって地域問題の学習が進み、住民が地域を学ぶことによって、貧しい周辺社会にあっても「生産主体の形成」や「地域主体の形成」がはかられつつあるという研究もあった。⁽¹⁴⁾ しかし、72年12月に推進派の村長が僅差で当選して以降、用地買収による切り崩しや先進的な教師の配転など推進側の巻き返しの結果、立地点での運動は沈静化していったのが実態である。核燃サイクルをめぐるでも、チェルノブイリの事故を契機に県内では反核燃の運動が高揚したが、六ヶ所村民自身の運動としては必ずしも連動していかなかった。⁽¹⁵⁾

核燃サイクル施設建設が始まって以降、六ヶ所村長選挙での白紙撤回の候補の得票率は、85年4.72%、89年4.44%、93年22.98%、97年1.01%である。反核燃運動の影響を受けた89年の選挙では、現職の推進候補を「凍結」を公約とした候補がうち破ったが、93年にはこの村長が推進側に転換してしまったことの反発で撤回候補が2割強の得票（1252票）を獲得した。しかるに最新の選挙では、建設業界をバックとして立候補した「共存共栄」を掲げる2名の候補の間に入って、撤回候補は84票しか得票できなかった。⁽¹⁶⁾ この結果を見ると、施設操業開始という事態のもと、推進側のPA活動や補助金ばらまきは一定程度成功しているようである。93年度には一人あたりの村民所得がようやく県平均を上回った。村税収入も80%以上の比率を占める固定資産税収入により44億円に達しており、年間予算の一般会計は県内59町村中第2位となっている。（96年度）しかしその大きな部分は電源三方交付金であり、この10年間で120億円に達し、村の一般会計の31%（97年度）という高率である。先の村長選の推進派2候補の争いは、交付金を財源とする公共事業発注をめぐる争いという見方もできる。しかし、この交付金は地域振興対策としては紐付きの予算であり、レイクタウンや環境研究所建設などに使われ、村民が自由に使えない予算であるばかりでなく、ウラン濃縮工場と低レベル廃棄物施設関連は助成が終了しており、その後の運営はいずれ村の負担になることは

目に見えているのである。出稼ぎ者も依然1000名程度存在し、「五全総」でも開発理念の転換が叫ばれているのは周知の事実である。「原発立地の後も原発」⁽¹⁷⁾という選択をした地域のような道をたどるのか、地域振興のあり方は今もって問われているといえよう。

このように、六ヶ所村の地域づくりには明確な争点が存在しているが、「共存共栄」を目指す村行政においては、争点を発展させることによって、住民自治の力による地域振興という方向は感じられない。例えば、地域づくりと住民の学習を主管とする村の社会教育行政においては、核燃サイクル問題を意図的に避けた教育事業しか展開されていない。事業の内容は「生涯学習社会の実現に向けて」を方針とし、世代別のリーダー研修や文化講演会等を開催しているが、「政治からの独立という主体性」を発揮し、開発政策に対応する地域課題の学習には関わらない姿勢をとり続けている。社会教育行政が地域課題で動けない代わりに、それを担っているのが交付金を基金として作られた外郭団体の「地域づくり協議会」(90年設置)である。97年まで年平均4000万円以上の助成を得て、「核燃と共存する町づくり事業」(人材育成、団体助成、広報活動)などを展開している。まさに、核燃事業推進のための民間資金による意図的な教育作用であるが、その分だけ住民自治を基盤とした公教育の機能が発揮されない地域づくりになっている。争点を発展させることができなくなった地域における「住所不定、職業無職」⁽¹⁸⁾の教育の姿であり、住民自治をその課題におかない公行政の姿でもある。

2) 六ヶ所村の住民自治と教育

地域づくりや住民自治は六ヶ所村に限らない日本全体の地域をめぐる課題である。「外来型開発」での補助金依存の体質は、結果として住民自治が無視ないしは軽視され、主体的に生きるという誇りを失わせる地域につながらざるを得ないのではないか。これが事実だとするならば、この「事実の持つ力」は住民運動の発展に対してどのような意義を持っているのか。

周辺社会である青森県においては、若年層の地域に住み続ける意志の喪失がいわれて久しい。⁽¹⁹⁾「地域活性化」運動の中で、地域の自然や文化が宣伝され、「ふるさとの見直し」が提起されても、条件の悪い地域で生きていくためには、その条件を作り変えていく意志が必要である。そのためには、青年や大人のがんばる姿が、子どもたちにわかりやすく肯定的に示されていなければなるまい。大人たちが地域に生きる誇りや自信を失っている場合(住民自治の力が機能していない場合ともいえるが)、次世代の子どもたちに対する働きかけは、結果として、貧しい現状をうち破る立身出世＝教育に対する期待として表明されている。それは自信を持って次の世代に自分の地域で生きている姿を伝えるのではなくて、いつでもどこでも生きていける人材の養成である。産業構造調整政策のもとに、地域の流動化を市場原理で推進しようとした現行の国の生涯学習政策であり、それを支える地域からの論理である。それはまた、競争の一生涯化ともいわれる時代に対応する意識であり、「生涯学習の地域づくり」というスローガンがあっても、地域の流動化を促進する政策意図を持ったものであった。⁽²⁰⁾ 周辺社会であればあるほどこの現象は目に見える形となり、親は最後の砦として今以上に教育費を投じて子どもたちに期待をかけ、子どもたちもそれに対応した意識が形成されざるをえない。

以上の問題意識から、六ヶ所村の2小学校の高学年児童に対する意識調査を行った。⁽²¹⁾ 表と図は、数量化Ⅱ類を用いて「将来も六ヶ所村に住み続けようとする意志」を分析したものである。この段階の児童では、回答者の約半数(50.3%)が将来も村に住んでいたいという意志を示している。

「住みたいー住みたくない」を目的変数にとったカテゴリースコアレンジでは、順に①村の将来像

②村が好きか③出稼ぎ④村の変化の意識、の項目で高い差を示し、偏相関では①村の将来像②進学志望高校③出稼ぎ④村が好きか、の順でこれらの意識に対して寄与する項目となっている。

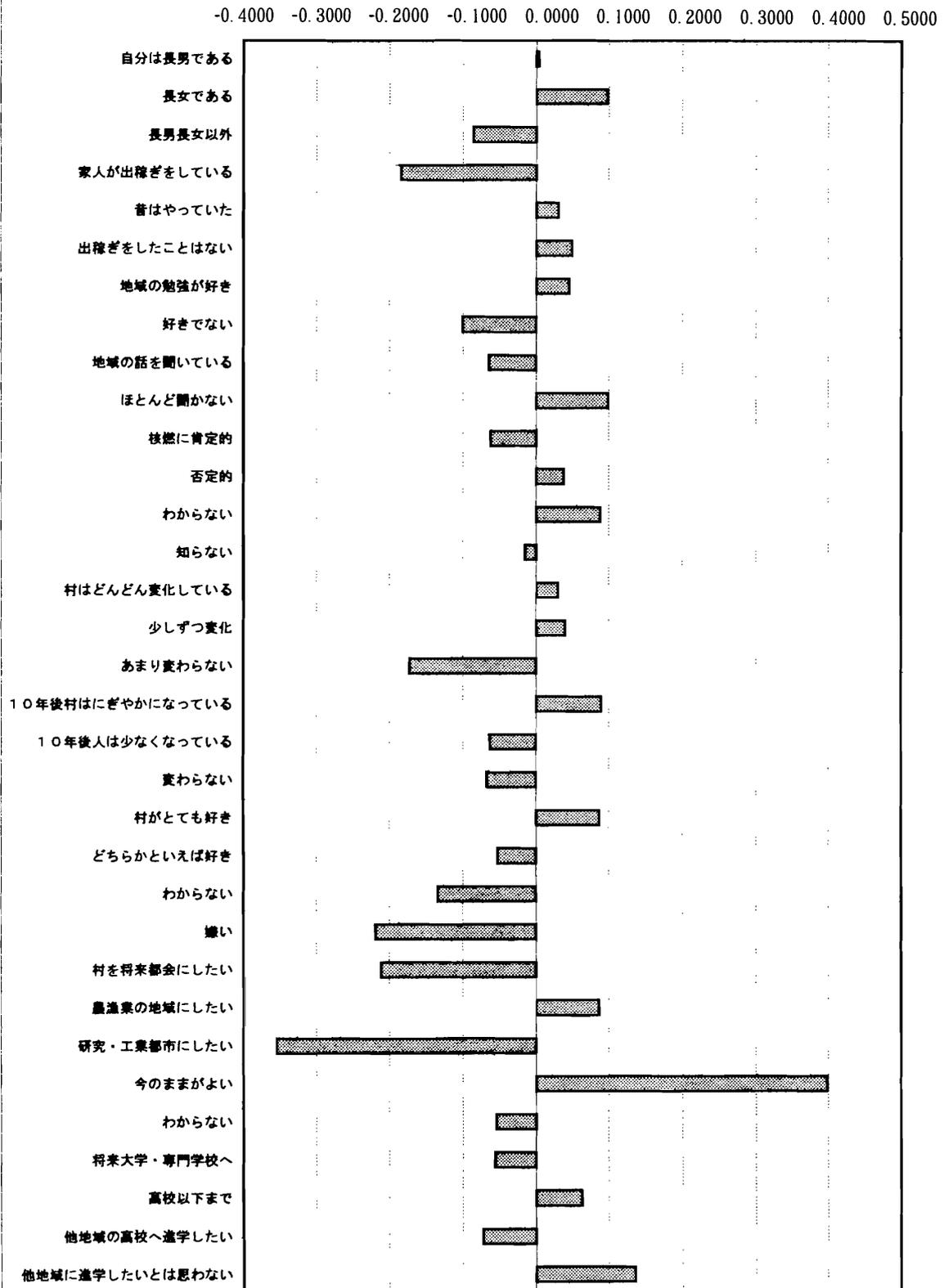
(表Ⅲ-1, 図Ⅲ-1)

表Ⅲ-1 カテゴリースコア

項目名	カテゴリー名	n	カテゴリースコア	横%	対応	レンジ	偏相関	独立性検定		
属 性	長男	38	0.0039	63.2%	○	0.1838	6位	0.1611	7位	□
	長女	42	0.0973	66.7%						
	それ以外	49	-0.0864	51.0%						
家人の出稼ぎ	今も行っている	25	-0.1845	40.0%	○	0.2338	3位	0.2014	3位	[*]
	昔行っていた	28	0.0310	64.3%						
	していない	76	0.0493	64.5%						
地域の勉強	好き	89	0.0454	65.2%	○	0.1465	10位	0.1383	9位	□
	好きでない	40	-0.1011	47.5%						
学校以外で地域の話	聞いている	78	-0.0645	59.0%	○	0.1632	7位	0.1677	5位	□
	ほとんど聞かない	51	0.0987	60.8%						
核 燃 の 感 想	肯定的	49	-0.0627	55.1%	○	0.1512	9位	0.1351	10位	□
	否定的	20	0.0386	60.0%						
	わからない	31	0.0886	77.4%						
	しらない	29	-0.0153	48.3%						
村 の 変 化	どんどん変化	50	0.0303	60.0%	○	0.2129	4位	0.1671	6位	□
	少しずつ変化	57	0.0401	63.2%						
	変わらない・わからない	22	-0.1728	50.0%						
10年後の村について	にぎやかになる	55	0.0894	70.9%	○	0.1570	8位	0.1571	8位	□
	少なくなる	22	-0.0638	59.1%						
	変わらない・わからない	52	-0.0676	48.1%						
村 が 好 き か	とても好き	66	0.0867	72.7%	○	0.3060	2位	0.1987	4位	[*]
	どちらかと言えば好き	45	-0.0526	53.3%						
	わからない	7	-0.1345	42.9%						
	嫌い	11	-0.2193	18.2%						
村 の 将 来 像	都会にしたい	38	-0.2118	36.8%	○	0.7530	1位	0.4260	1位	[**]
	農漁業の地域にしたい	59	0.0864	71.2%						
	研究・工業都市	10	-0.3548	20.0%						
	今のままがよい	17	0.3982	94.1%						
	わからない	5	-0.0543	60.0%						
将来の進路	大学・専門学校	68	-0.0561	52.9%	○	0.1187	11位	0.1267	11位	□
	高校生以下・未定	61	0.0625	67.2%						
進学志望高校	他地域の高校	84	-0.0729	56.0%	○	0.2090	5位	0.2065	2位	[*]
六ヶ所高校・未定	45	0.1361	66.7%							

判別の中率 81.40%
相関比 0.4012

図 カテゴリースコアグラフ



「住みたい」が示しているカテゴリーは、「今のままがよい」を筆頭にふるさとを愛する素朴な意識が中心であって、自然が豊かで農業漁業を中心に営む今の暮らしを続けたいとする「保守的」なものである。核燃事業には否定的であり、10年後はにぎやかな村になるだろうと思い、六ヶ所村が「とても好き」で、他地域の高校へ進学しようとは思っていない子ども達である。(地元六ヶ所高校の97年度大学進学者は2名)一方、「住みたくない」が示しているのはかなり「革新的」な意識である。家人が出稼ぎをしているという状況での意識としても理解はできるが、それよりも村の都市化や都会化を志向し、核燃事業には肯定的である。いわば「産業構造高度化」論の主張そのものである。現在の六ヶ所村も「嫌い」であるが、10年後は自然環境が悪くなり、人口も変わらないか少なくなっているだろうと感じている。よって、他地域の高校へ進学し、高学歴を志向する。

これらの意識の分解は、家の職業や属性といった条件と同時に、日常的な経験と学校教育によって作られているのは疑い得ない。特徴的なことは、「地域についての勉強が好き」と「学校以外で地域の話はほとんど聞かない」の両者が「住みたい」を示していることである。このことは現在の学校教育における地域(郷土)教育のあり方を端的に示している。児童は小学校3年生頃から社会科で村について学んでおり、教科書とは別に郷土についての副読本を使用している。しかし、かなり立派な冊子の中で強調されているのは、村の自然の豊かさと近代化に向けての歩みであって、開発による問題などはほとんどふれられず、核燃サイクルについては1ページ程度しか取り上げられていない。そこで得られたものが、楽観的な開発に対する展望と、これからも自然豊かな村であってほしいという願いということである。(村が好きな理由で「自然環境、都会でないのがよい」を選んだのは52%あり、ついで「近代化してきている」=32%が続く。また、核燃施設を見たことのある児童の26.2%が「自然破壊」と感じている。)逆に、「地域の勉強が好きでない」にも関わらず「地域で話を聞いている」場合は、「住みたくない」に回っている。牧歌的・楽観的な学校教育にはあまり関心を示さない子どもが、現実の中で多くのことを知っていった時、村から心が離れてしまう傾向が強くなるということであろう。六ヶ所村に限らず、地域の抱える問題が大きければ大きいほど、そしてそれを直視し、「学力」が上がれば上がるほど村を出ていくことにつながるのである。

牧歌的な意識で地域を見ているものしか村に残らず、意欲的な子どもは外に出ていってしまうのは地域振興からすると矛盾である。一方では、親の教育費負担の増大が、直接多額の現金を取得できる出稼ぎを志向させ、また、開発業者の意向に左右され反対運動が切り崩される根拠となっていた。そのことによって地域の誇りや家庭の豊かさを失ってきたとするなら、同時に同じ教育の力によって、教えれば教えるほど、勉強すればするほど子どもたちは村を出ていくのである。そして、その子ども達のために親はさらに多くの教育費を村外に流出させる。まさに、地域課題を直視しない教育が地域を貧しくしているという事例である。⁽²²⁾こうした事実を直視しないと、牧歌的な人材しか村に残らない地域づくりになってしまうのではないか。施設の安全性の保障や、何とか収入が確保されるといった次元の問題だけではなく、次世代の子ども達に何をどう学ばせるのかという観点が必要である。「なまじ勉強ができない方がいい」とは言えないわけであるから、どのような勉強が必要かが検討されなければならないと考える。

立地点での運動は以上の事実を見つめ、ここに突き刺さる方針を展開していかなければならない。それは、学校教育だけではなく、住民自身の姿によって知らせるという社会教育のあり方も含むものである。70年代前半に六ヶ所地区教組を中心に展開された「地域に根ざす教育」は、開発政策をも含んで地域問題を見つめ、「外来型開発」に頼るだけではない地域の「生産主体」の形成を目指した教育実践であった。⁽²³⁾むしろ、学ぶことによって地域を変えていこうとする意志を作り

出す教育であったといえる。そうした先進的教師が配転によって分断され、地域を直視しない学校教育や社会教育が展開された結果、ますます地域を貧しくすることにつながってしまったのである。この事実を見据えない運動は、たとえ「共存共栄」や「産業構造高度化」を目指す運動であったとしても、地域づくりからは遠ざかる危険性は大きい。核燃を肯定し、研究・工業都市を目指そうとする人材が村を出ていってしまうという事実は、核燃施設に対して賛成－反対のどちらの立場をとろうとも重視する必要がある。それができたとき、住民自治に依拠した地域づくり運動は発展していくのではないか。

決定的なのは、地域の諸問題を子ども達に確実に教え、解決のために学ぶという姿勢＝住民自治によって教育をつくりだすという視点が地域づくりに欠けていることである。地域づくりと住民の学習を主管とする社会教育行政においても、地域課題を意図的に避け、「政治からの独立という主体性」を発揮し、開発政策に対応する地域課題の学習には関わらない教育事業しか展開されていないケースが多いようである。地域づくりには明確な争点が存在しているが、争点を直視し発展させることによって、住民自治の力による地域振興を行うという考え方が、開発政策に賛成－反対のどちらの意見を持とうとも必要ではないか。それを欠いたままでは、周辺地域の地域振興はバラ色の夢と終わってしまうであろう。

4. 核燃問題から住民自治問題へ

以上のことからすると、核燃反対運動は質的に新たな展開が求められていたと言えよう。県民は知事選挙において、少なくとも核燃問題を地域的な争点に高めるまでの運動は創りだしてきていた。「争点が隠された」知事選挙をやっている地域とは違っている。それは、核燃を単に「環境・開発問題」としてだけとらえるのではなく、その他の地域づくり運動との結びつきを求めていったからである。「核燃と農業」「核燃と教育」「核燃と平和」「核燃と福祉」等々、それぞれの運動の中で核燃が語られていった。まさに、地域の暮らしそのものに関わっていく運動を創り出すことであり、「核燃と情報公開」がつながっていく根拠でもあった。無党派ではなくて多党派の運動を構築していこうとしたのである。こうして核燃反対運動で培われた幅広い人々の連帯は、93年10月の「青森県地域づくり協同の集い」へと結びついていった。生協、農協、漁協、労働者協同組合など、「協同」という名のついた組織をすべて集めて地域づくりを語り合うという主旨の集会は、核燃施設の操業が既成事実化し、「県民は核燃を容認」という世論が意図的に作り出される中で、新たな結び付きを強める取り組みであった。この集いには、当然の事ながら、研究者、主婦、教師、弁護士、医療労働者など「協同」の名がつかない集団、個人であっても地域づくりを求める人々の学習の場になっていった。多くが核燃問題でどこかで結びついている人々であった。

しかし、次の95年の知事選では反核燃運動は統一候補を擁立できず、社会党、共産党それぞれの推薦を受けた二人の候補が選挙を戦った。推進派の現職は落選したものの、変わって「慎重に推進する」という候補が当選した。「核燃は既成事実」という県民世論とともに、マスコミでは社共両党の主導権争いといった報道が多かった。しかし、そのような戦術的なことではなく、住民（市民）の力の決定的不足が第一の原因であると考えられる。自分の頭で考えて行動するということよりも、政党、労働組合、農協、町内会など大きな組織の動向に左右され、事実論証めきで行動するスタイルの問題である。日本の近代化において、保守革新を問わず、未だに「社会的権力＝中間団体からの

個人の解放」が課題となっていることの問題であろう。地域づくりの運動や学習は、この「解放された個人」によって組織される運動をめざすことが意識されざるを得なかった。「情報公開を求める青森県民の会」がその直後に結成されたということ（95年5月）は、まさにこの点における運動の新たな段階を示していったものであった。核燃反対運動を通じて、地域づくりにおける協同や共同が新しい次元で把握されようとしていたのである。

それは、地域づくりにおいては何のための共同か、が問われてきたということでもあろう。協同することが即すばらしい地域を作り出すとか、一人一人の住民は力がないからみんなで集まれば何とかかなるという意識とは違っている。そうではなくて、一人一人をかけがえのない、無限の発達の可能性を持つ存在と認め合う新しい形の連帯や団結が目指されているのである。「総論中心＝団結一枚岩型」の運動ではなくて、「各論から始まり各論につなぐ運動」とは、一人一人が自分の意志で、自分自身の可能性を信頼することによって仲間と手をつなぐことの意義を示しているといえる。そのことは同時に、「一人では何もできないから」という運動ではなくて、「地域共同＝生涯学習型」の運動が始まったということであろう。

「県民の会」の発足は、このような自覚的な人々の力が大きかった。事実、呼びかけ人の意図とは別に、発足式に引き続いて何人かの有志で「核燃懇話会」結成のための検討会がその場でもたれ、新たな運動が始まっていた。核燃関連情報は、いわゆる「第三セクター」情報として、県の条例からははずされている非開示文書である。県議会情報の公開と並んで、情報公開運動の大きな課題であったからである。

第2節 情報公開を求める青森県民の会の歩み

1. 県民の会の発足

それでは次に、筆者も関わって組織化が進められた「県民の会」の歩みを検討してみよう。（資料Ⅲ－5 年表参照）

情報公開・オンブズマン運動が一躍脚光をあびたのは、全国市民オンブズマン連絡会議が、都道府県と政令指定都市の財政課・秘書課・東京事務所の食糧費に関する情報公開請求を全国一斉に行ったことがきっかけである（95年4月）。連絡会議に加盟していない県には主として弁護士の組織を中心に呼びかけがなされ、各都道府県に請求をする団体が結成されていった。青森もその一つであったが、全国の連絡会議に提案をしたのが仙台市民オンブズマンであったことと、筆者がその母胎となった宮城地域自治研究所の結成当時から会員であったこともあって、筆者に対して直接仙台からの働きかけがあった。

しかし当時の青森県は、奈良県と並んで情報公開の条例も要綱も作られてない県であり、「条例に基づく請求」はできなかった。そこで、情報公開問題に詳しい大学関係者や法律関係者、住民運動関係者とこの取り組みを検討した結果、青森での運動の課題は「県民の要求に沿った条例の早期制定」を求めることとし、一斉請求の日に合わせて代表者12名での「情報公開を求める県民の会結成の呼びかけ」をアピールすることになったのである。

県内には様々な大衆運動、市民運動が存在していたが、それまで情報公開条例とかオンブズマンなどという言葉はほとんど知られていないというのが実状であった。また、県庁所在地の青森市で

はなく第三の都市の弘前市からの発信ということや、全県でも弁護士は40名しかいないということ（仙台市だけで200名以上）では、他県に比べて組織化には圧倒的なハンディがあった。5月27日の「県民の会」結成式までの一ヶ月間、参加してくれそうな個人宛に200枚以上の返信葉書の入った呼びかけ文を送るということから活動が開始された。一人から始まったこの連絡作業は、確かに先の展望があまり見えないものでもあったが、不思議とやっている本人は「この後こういった作業は多くの人がやることになるだろう。自分がやれないような（音を上げるような）仕事だったら、他人にやってもらうよう説得することなんかできないな。」などという楽天的な気持ちであったことを覚えている。結局、結成式当日まで106名の賛同を得て、弘前大学教育学部会議室に27名が集まって会が発足した。

当日は「発足式及び第一回会合」という名称で行われたように、「形式張らず、やれるところで一番効果的なことをやりたいようにやる」といった会の雰囲気伝えるものとなった。代表と幹事は大学と弁護士から一人ずつ置いて、日常はこの四人の体制で運営すること、重要なときには「会合」を開きその参加者の意志で方針を決定していくこと、会費はカンパとし必要なときに会員に訴えること、会計は会合の度にすべてを参加者に見せて確認することなどである。この方式が専従を置かない運動としてはもっともやりやすい方式であったのである。ただし、会の名称は「県民の会」ではなくて「青森県民の会にすべき」という強い要望が入りそれを正式名称とした。（資料Ⅲ－2、Ⅲ－3）

資料Ⅲ－2 情報公開を求める県民の会結成の呼びかけ

－全国市民オンブズマン連絡会の全国一斉都道府県、政令指定都市財政課・秘書課・東京事務所の食料費に関する情報公開請求に呼応した青森県の取り組みに関して－

1. 全国一斉情報公開請求の実施

全国市民オンブズマン連絡会議では、全国に呼びかけ、47都道府県と政令指定都市の平成5年度の秘書課と財政課、東京事務所の食料費について、4月25日に一斉に情報公開請求を行うこととなりました。これは仙台市民オンブズマンからの提案を受けての決定です。

仙台では、昨年12月の宮城県・秘書課を手始めに、財政課・各部主幹課・土木課などを中心に、これまで（4月11日現在）27課に対して開示請求をしてきました。この中で宮城県財政課が、平成5年度中に、国や他の自治体職員、県議会関係者らを相手に料亭等で70回の懇談を重ね、合計で2300万円もの食料費を支出している事実、出席者6名の懇談会でビール30、酒26、冷酒4など異常なほどの多量の酒量の飲食費が支出されている事実などが明らかになりました。しかも請求書が書き換えられ、出納閉鎖直前に一括処理されるなどからカラ飲食の疑いも濃厚なのです。財政課同様の請求書の書き換えはほとんどすべての課で行われ、中には花代を飲食費の中にもぐりこませている例や、一人当たり5万6千円の接待もありました。これら27課で支出された食料費の合計額は、3億7千万円を上回るものとなっており、接待の相手が主として国・都道府県・市町村などの関係行政機関であることもほとんどすべての課で認めています。

このようなお役人によるお役人のための接待行政は全国的に行われているのではないかと考えられ、今回の統一行動に踏み切った次第です。公開された各地の食料費の支出状況については、全国市民オンブズマン連絡会議で集約し、その結果を、7月29日、30日に名古屋で開かれる「全国市民オンブズマン大会」で報告をいたす予定です。

2. 青森県での取り組みに関して

私たちの生活において情報公開が重要な役割を持っていることは、多くの県民も認めるところです。しかし、周知のように、全国的に見て本県と奈良県だけが県民の請求に基づく公文書開示義務の制度化が図られていません。「情報公開条例の早期制定」を公約に掲げて当選した木村新知事は、就任の記者会見でも公約の実現を表明したことから、来年1月施行に向けた検討作業が進められていると報道されています。核燃施設の安全性、返還廃棄物の輸送に関する問題をはじめ、開発問題や教育問題など、様々な分野で情報公開の請求がなされている本県において、条例の早期制定は急務の課題であります。また、全国的にみればもっとも遅く制定されるのですから、全国の経験を生かして、県民の要求が反映された一番良いものが作られることを望みたいものです。

そもそも、情報の公開は県民の権利でありますから、条例がなくとも請求は可能です。4月25日の全国一斉公開請求の運動に関しまして、県内の法律関係者や大学関係者、情報公開を求める市民グループ等との協議の結果、青森での運動として、県民の要求に沿った条例の早期制定と情報公開請求を統一的に進めることが話し合われました。その結果、条例制定の意義を県民に対して広く訴えるとともに、青森県における情報公開の方向付けを考える「情報公開を求める県民の会」を結成していくことが確認されました。5月をめどに様々な分野の県民の声を集めた組織を母体として、今回の全国市民オンブズマン連絡会議の運動に呼応した情報公開請求を行うこととしたいと考えます。この運動に賛同される多くの県民の参加を呼びかけます。

1995. 4. 25

資料Ⅲ－3 「情報公開を求める青森県民の会」 申し合わせ事項

1. 本会は「情報公開を求める青森県民の会」と称し、事務局を当分の間弘前大学教育学部内に置く。
2. 本会は、95年4月25日の「呼びかけ」の主旨に沿い、青森県における情報公開を求め、県民の声を集め自治体に反映させていくことなど情報公開促進の運動を展開していくことを目的とする。また、本会の運動が特定の党派的活動や目的に利用されないよう留意する。
3. 本会は、「呼びかけ」の目的に賛同する県内の住民、団体によって構成する。
4. 会の代表を結成呼びかけ人から互選し、必要に応じて幹事を置く。
5. 本会の運営は賛同者の寄金によって行う。(1口千円程度)

*代表 松原邦明(弘前大学)、二葉宏夫(弁護士)

幹事 大坪正一(弘前大学)、小田切達(弁護士)

発足までの経緯にあるように、弁護士など情報公開運動の専門家抜きに200名以上に素早く連絡を付けられる体制が存在していたこと、ここに核燃問題が地域的課題の焦点であるという青森県の運動組織化の特徴がある。

結成当時の会員を見ると、「核燃情報センター」会員の比率と、核燃問題を中心に自主的に進められていた「地域づくり研究会」参加者が圧倒的である。また、研究者や住民運動関係者の比重が高く、肝心の自治体労働者の参加が弱いことも特徴である。これは、「内実を知って効果的な運動を展開する」上で、かなりのハンディキャップとなっていることを示している。(表Ⅲ－2)

情報公開・市民オンブズマンの運動は、住民自治や市民の権利という側面が強調されたからには

かならないが、青森県においての実際の組織化の中心は、核燃運動で培った様々な人々の結びつきであり、これらのつながりが大きく効力を発揮した。事実、「情報公開」や「オンブズマン」などほとんど言葉も聞いたことのない県民の中にあって、短期間で200名以上の組織化が図られ、一年も経たないうちに31億円もの県庁の「不適正支出」を暴き出したのである。

表Ⅲ－２
初期の県民の会会員

	核燃会員	地域セミナー	所属		核燃会員	地域セミナー	所属		核燃会員	地域セミナー	所属
1	○		B	36	○		A	71	○		A
2	○		B	37	○	○	C	72			A
3	○		B	38			C	73	○	○	C
4	○	○	B	39	○		C	74	○	○	D
5			B	40			A	75	○		D
6	○	○	B	41	○		A	76	○		C
7	○		B	42			E	77	○	○	D
8			B	43	○		D	78	○		C
9	○		B	44	○		C	79	○		B
10	○	○	B	45	○		C	80	○	○	D
11	○		B	46	○		C	81	○	○	D
12	○		B	47	○	○	C	82	○		C
13	○		B	48	○		C	83			A
14	○		B	49			A	84			C
15	○		B	50	○	○	C	85			F
16	○		B	51			F	86			F
17	○		B	52			F	87	○	○	B
18		○	F	53	○		C	88	○		A
19	○	○	B	54	○		D	89			B
20	○	○	B	55			F	90	○	○	C
21	○	○	C	56	○		A	91	○		D
22	○	○	C	57	○	○	C	92	○		D
23	○	○	C	58	○		D	93	○		A
24			A	59			A	94	○		B
25			A	60	○	○	C	95	○	○	C
26	○		C	61	○		C	96	○		C
27			C	62			F	97	○		D
28			E	63	○	○	C	98			F
29	○		F	64	○		D	99	○	○	C
30	○	○	C	65	○	○	C	100	○	○	C
31	○	○	B	66	○		C	101	○		B
32	○	○	B	67	○	○	C	102	○		C
33		○	B	68	○	○	C	103	○		C
34	○		C	69	○	○	D	104	○		D
35	○	○	C	70			A	105	○		C

参加	核燃のみ	地域セミナーのみ	両方参加	両方不参加
	48	2	32	23

所属	A 弁護士	14
	B 研究者	27
	C 住民運動	39
	D 労働運動	14
	E 自治体労働者	2
	F その他	9

2. 情報公開条例制定に向けた運動

結成以降の県民の会の歩みは資料の年表によって示される。発足とともに県民の反響も良く、核燃問題や、地域づくりセミナーに組織された人々とは全く関わりを持たなかった市民の共感が寄せられた。青森県で情報公開条例を策定するために情報公開懇話会が結成されたのは94年11月であったが、北村県政の時代はそのまま放置されていた。95年2月に木村知事に代わった後、条例の早期策定を公約していた新知事は条例施行を前倒しする方針を決め、「大綱」策定が急ピッチで進められた。県民の会結成はこの時期に当たるが、密室的審議を許さず、全国でピリから2番目に制定されようとしている県の情報公開条例案審議に対して、非公開で進められようとしていた委員会の公開を求め、先進的な条例案になるように建設的な意見を提示していった。7月に提出された大綱は、全国レベルで見ても低い内容であったため、条例案審議に対しては公開質問状を提出するなど、県民世論をリードする活動を展開した。かなり「拙速」に進められようとしていた条例案は、次のような不十分な点を持ち、今後の県民の会の運動課題となった。それは、①「知る権利」が保障されていないこと、②請求権者が「何人型」になっていないこと、③非開示条項（法令秘、機関委任事務、意思形成過程、第3セクターなど9項目）が多すぎる点、④条例施行日以前の資料が原則非公開なこと、⑤「任意開示制度」の問題、などである。これらに対しては、その問題点を整理し、申し入れや質問状を提出するなどの活動を行った。（資料Ⅲ－4）

資料Ⅲ－4 県議会に対する申入書 95年10月13日

1. はじめに

このたび青森県議会平成7年10月第203回定例会において青森県情報公開条例案が上程審議されることとなり、その審議内容および成否が極めて注目されているところです。

行政の情報を広く国民に公開しようという潮流は、地方行政において既に確立したものとなっており、今や国の行政情報を国民に公開することが具体的にスケジュールに上がっています。このような流れの中で、青森県においても情報公開条例が制定されようとしていることについて、私たち「情報公開を求める青森県民の会」は、真に意義あることと捉え、条例制定について会としてできる限りの協力を行いたいと考えてきました。

そして私たちは、これまでの全国的な情報公開条例や公文書公開条例の実施状況や情報公開を求める市民運動の実践の成果を踏まえて、県当局に対して、青森県情報公開懇話会において審議されてきた情報公開制度大綱案や、同懇話会が青森県知事に提言した情報公開制度大綱の持つ重大な問題点を指摘し、これら問題点の是正を求めてきましたが、これは偏に、青森県の情報公開制度が全国的に誇るに足る内容を備えたものとして構築されることを願ってのことにほかなりません。

しかしこのたび上程された青森県情報公開条例案（以下「条例案」といいます。）は、私たちが再三にわたり指摘してきた問題点の是正がなされておらず、重大な欠陥を持つものとなっています。

周知のとおり、都道府県の中で情報公開条例を制定していないのは青森県と奈良県しかありません。しかし、情報公開条例を制定していない最後の県となることを恐れて、制度の内容についての十分な検討を行わないまま制度の施行だけを優先したのでは、「制度の創設も遅く、しかも制度のレベルも低い」という、言わば恥の上塗りとなりかねません。

他の都道府県において実施されている情報公開制度は、市民の情報公開請求の実践の積み重ねによって、

既に様々な問題点が浮き彫りとなっており、その問題点を是正して情報公開の範囲をより拡大しなければならないという見直しの段階に至っています。

未だに情報公開制度を実施していない青森県は、他の都道府県の情報公開制度が持っている問題点を予め回避して、これらの問題点が是正された内容の情報公開制度を当初から創設することができるという恵まれた立場にあると見ることができます。そしてそのような情報公開制度を創設するならば、「制度の創設は遅かったが、制度のレベルは極めて高い」という積極的評価を獲得することができるでしょう。

しかるに、このたび上程された条例案は、他の都道府県において既に見直しが検討されている条項が無批判に取り入れられているばかりでなく、制度を総体として見た場合でも他の都道府県における情報公開制度よりも情報公開の範囲が狭く、従って制度内容のレベルが劣るものとなっています。この条例案での制度実施がなされれば、前記の「制度の創設も遅く、しかも制度のレベルも低い」という誇りを免れることは到底できないでしょう。

私たちは、条例案には以下に述べるとおりの重大な問題点があると考えております。

青森県議会議員各位におかれましては、これらの問題点を是正してよりレベルの高い情報公開制度を構築するべく、慎重に審議されますよう申し入れる次第です。

2. 青森県情報公開条例の目的（条例案第1条）について

(1) 青森県情報公開条例の目的について、条例案は、「県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、開かれた県政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的とする。」としています（第1条）。

(2) しかしこのような規定では、青森県における情報公開請求権が何に根拠を持つものなのかという、権利としての性格が全く明らかになりません。

一般に情報公開請求権は憲法上の「表現の自由」の1つである「知る権利」に根拠を持つと考えられています。そして「知る権利」を含む「表現の自由」は、例えば経済的自由権などに比較して優越的な地位にあるものであり、これに対する制約は必要最小限度の範囲にとどまるべきことが厳に要求されると解されています。

したがって情報公開制度が憲法上の「知る権利」を制度的に保障するものであるとすれば、行政に関する情報は公開されるのが原則であり、公開しないことが許されるのは①公開することによって個人の利益や社会の利益が侵害されるのが明かな場合に限られ、かつ②公開しない範囲も、このような侵害の発生を防止するために必要な最小限度に限定されるべきことが要求されます。

青森県における情報開示請求権のこのような性格を条例において明記することは、実施機関の恣意的な非開示処分を事前に抑制するという効果ばかりでなく、非開示処分に対する不服申立の審査を行うこととされている青森県公文書開示審査会における審査（条例案第14条）や、更には裁判所における審理において、上記のような解釈指針を与えるという効果をもたらすことにつながるのです。

(3) 他の都道府県の例を見ても、京都府の情報公開条例（昭和63年4月1日公布、同年10月1日施行）、大阪府の公文書公開等条例（昭和59年3月28日公布、同年10月1日施行）、沖縄県の情報公開条例（平成3年12月26日公布、同4年7月1日施行）は、前文において、情報公開請求権が「知る権利」に根拠を持つものであること明記しています。

(4) したがって、青森県情報公開条例においても、同条例が「知る権利」を制度的に保障することを目的とすることを明記するべきです。

3. 開示請求権者の範囲（条例案第5条）について

(1) 条例案では、開示請求権者を県内に住所を有する者および県内に事務所等を有する者に限定しています（第5条）。

(2) しかし過半数の都府県（55%）では、これに加えて、県内に勤務・在学する者または県行政利害関係者にも開示請求権を認めていますし、政令指定都市である川崎市においては更に進んで「何人も」開示を請求できるものとされています。

すなわち条例案が予定する開示請求権者の範囲は、既に施行されている情報公開制度の中でも公開の範囲が最も狭い（換言すれば最もレベルが劣る）部類に属しているのです。

(3) 開示請求権者の範囲をこのように著しく狭く限定した理由として、県当局は、①制度導入の目的が、県民の県政参加を促進し、県民による県政監視機能を充実することにあることと、②制度運営経費も県民の負担によって賄われることを挙げています。

しかし、①点については、青森県は核燃サイクル基地、複数の原発計画、世界遺産の指定登録がなされた白神山地の管理問題、三沢軍事基地等の、県民ばかりではなく、隣接する地方自治体の住民の利害、さらには広く国民全体の利害に密接に関わる行政を現に担当しているのですから、その行政に関する情報も県民を超えた広い範囲の者に開示すべき実質的必要性が認められますし、②点については、青森県財政は、県民から徴収される税金ばかりでなく、広く国民から徴収された税金によって賄われているのが実態です。

したがって県当局の挙げる理由は失当です。

(4) そもそも憲法上の「知る権利」は何人にも保障されているのですから、その具体化である情報開示請求権もまた何人にも保障されなければなりません。青森県情報公開条例においては「何人も実施機関に対して公文書の開示を請求することができる」旨を高らかに宣言するべきものと考えます。

4. 公開されない文書の範囲が広すぎることに一その1

開示しないことができる場合（条例案第10条）が広すぎることに

(1) 条例案は、法令または他の条例により開示することができない情報等9種類の情報が記載された公文書は開示しないことができるものとしています（第10条）。

しかし、この規定では、開示しないことができる範囲が余りにも広すぎますし、しかも開示しない場合の要件の定め方が実施機関の恣意的運用を許しかねないものとなっています。

(2) 具体的に例示すると以下のとおりです。

① 機関委任事務について

条例案は機関委任事務に関する情報であって、国等から開示してはならない旨の明示の指示があるものは開示しないことができるとしています（第10条第2号）。

しかし、そもそも機関委任事務に関する情報管理事務は本来的に自治事務であると解されており（自治省も同様の見解を取るものようです。）、従って国等からの「開示してはならない旨の明示の指示」に法的拘束力を認めることは地方自治の本旨に適合しません。また「明示の指示」さえあれば非開示にできるという扱いは、当該非開示が必要やむを得ない範囲にとどまっているかどうかを個別的・具体的に検討する機会すら奪ってしまうこととなります。さらに青森県が行っている機関委任事務は広範囲に亘っており、国等の「明示の指示」さえあれば非開示にできるとすると、実際に公開される行政情報の範囲が極めて狭められるおそれがあります。

他の都道府県の例を見ても、宮城県等27都道府県（65%）は機関委任事務情報を当然に非開示とはしていません。

よってこの規定は削除されるべきであると考えます。

② 個人情報について

条例案は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものは開示しないことができるとしています（第10条第3号）。

確かに個人のプライバシーに関わる情報については秘密を保つ必要があるでしょう。しかし、例えば「官官接待」の相手方が誰であったのか、換言すれば誰が「官官接待」を受けたのかということまで秘密にされる必要がないことも明かです。要は、「特定の個人が識別され、または識別され得る」情報か否かが重要なのではなく、他人から識別されたくないと望むことが正当と認められる情報か否かが重要なのです。

大阪府の公文書公開等条例は、個人情報については、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報…であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」は公開してはならないという規定を置いています。

条例案が個人情報を非開示とする趣旨が個人のプライバシーの保護にあるのであれば、大阪府の条例のような規定の仕方の方が適切であると言えます。

③ 事業情報について

条例案は、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該団体または当該個人の競争上または事業運営上の地位が損なわれるおそれのあるものは開示しないことができるとしています（第10条第4号）。

しかし核燃サイクル基地や産業廃棄物処理施設、リゾート開発等、住民の生命・健康や環境に対する侵害の危険を胚胎する事業活動が現に存在するのであり、これらの事業活動に関する情報を住民に開示することは大きな公益であると言えます。従って、事業活動に関する情報を開示しないこととできるのは、当該事業情報がこの公益を犠牲にしてでも保護されなければならない場合に限られるべきです。

このような見地からすると、条例案は、保護の対象を単に「競争上または事業運営上の地位」とするのみで、そのような「地位」が正当に保護されるべきものであるかどうかの考慮を欠いている点において、また「地位が損なわれるおそれ」があれば実害の発生がなくても非開示とすることができるものとしている点において、あまりにも事業情報の保護に厚い（逆に事業情報開示により実現される公益を余りにも軽視している）との非難を免れません。

他の都道府県の例を見ると、保護の対象については埼玉県が「明らかに当該事業に専属すると認められる情報」とする外、福島県等21府県が「正当な利益」としており、また非開示とすることができる場合の要件については、愛知県等17府県が「害する」場合に非開示とすることができるとして「おそれ」を要件から外している外、埼玉県が「著しい不利益を与えることが明か」と、神奈川県等8県が「不利益を与えることが明か」「明らかに不利益を与える」と規定しています。

このように条例案は、他の府県に比べても事業情報開示の範囲が狭くなっています。事業情報を非開示とすることによる保護の対象を「事業者の正当な利益」に限定し、しかも非開示とすることができる要件から「おそれ」を外すべきであると考えます。

④ その他の情報について

条例案は、その他の情報についても「著しく損なわれるおそれがあるもの」「著しい支障が生ずるおそれがあるもの」等につき開示しないことができるものとしています（第10条第5号～9号）。

しかしこのような規定では、著しい支障が生じる抽象的危険があると称して、実施機関が恣意的に非開示処分をする事態が生じかねません。

したがって「著しい支障が生じることが明か」等の、非開示の要件をより客観的に、より絞りをかけたものとするべきであると考えます。

- (3) 以上のとおり、条例案が開示しないことができることとする範囲は、他の地方公共団体に比較しても広範に過ぎ、その意味で情報公開制度としては大変にレベルの劣るものとなっています。

5. 公開されない文書の範囲が広すぎることについて—その2—

制度施行日前の公文書が原則的に非公開とされていること（条例案付則2項）

- (1) 条例案付則1項は、条例の施行期日を平成8年1月1日とし、条例が適用される文書として、①施行日以後に作成し、または取得した公文書、および②施行日前に作成し、または取得した公文書のうち、永久に保存することと定められているものであって、目録等の検索資料が整備されているものを挙げています。すなわち平成7年12月31日までに作成または取得された公文書は、永久保存で検索資料が整備されているもの以外は、開示が義務づけられないこととされているのです。

これでは、青森県が作成または取得した公文書の大部分が開示されないことになり、情報公開条例ではなく、情報非公開条例が制定されるのと同様となってしまいます。

- (2) 県当局は、過去の公文書を原則的に義務的開示の対象から除外した理由として、その保存量が膨大であり、公開制度を前提とした分類、保管がなされてこなかったことから、請求があっても直ちに検索して対応することが困難な状況にあることを挙げています。

しかし、公文書の分類保管についての県当局の怠慢が、情報開示請求権を制限する根拠となりうることは到底考えられません。

条例案においては、「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内（注・開示請求のあった日から15日以内）に決定通知をすることができないときは、必要な限度において、当該期間を延長することができる。」とされています（第7条第3項）。過去の文書につき直ちに検索して対応することが困難であるのなら、この規定を活用することにより開示を実現すべきです。

また、それでも困難であると言うのであれば、過去の文書につき公開制度を前提とする分類、保管の作業に必要な相当期間内に限って一律に非開示とすることができることとし、相当期間経過後は原則的に開示の対象とするという措置を講じることも可能でしょう。

県当局の挙げる理由は失当であると考えます。

- (3) なお他の都道府県の扱いは次のとおりです。

山梨県は制度施行日前の文書も原則的に公開しています（栃木県および福岡県には該当する規定がありませんので、公文書についての条例の定義に該当する文書であれば、制度施行日前の文書も当然に公開の対象になるものと解されます）。

富山県および長野県は、施行日前の文書も、保存期間が5年以下のもの以外は公開しています。

兵庫県は、施行日前の文書も、保存期間が10年以下のもの以外は公開しています。

神奈川県等の6県は、施行日前の文書も、保存期間が10年以上のものは公開しています（なお神奈川県は、保存期間が10年未満の文書であっても、人の生命・身体または健康に影響を及ぼすものは公開しています）。

宮城県等の6県は、施行日前の文書も、検索資料が整備されたものは公開しています。

北海道等の11道府県は、施行日前の文書も、保存期間永年のものは公開しています（なお三重県の情報公開条例の施行時期は昭和63年6月1日ですが、保存期間永年の文書の外に、昭和58年4月1日

以降の文書はすべて公開しています。また徳島県の情報公開条例の施行時期は平成元年8月1日ですが、保存期間永年の文書の外に、昭和61年8月1日以降の文書はすべて公開しています。また滋賀県は、保存期間永年の文書の外に、文書目録が整備されたものは公開しています。

条例案では、前記のとおり保存期間永年の外に検索資料整備という要件が付加されていますから、公開の範囲は北海道等よりも狭くなります。

(4) このように29道府県（70%）が、過去の公文書について、条例案よりも広い範囲の文書を公開の対象としているのです。

これらの道府県よりも制度実施が遅れ、従って文書の分類保管作業を行う時間的余裕も与えられていた青森県において、なぜ過去の文書につき他の道府県よりも狭い範囲でしか公開の対象となしえないのでしょうか。到底理解できないところです。

6. 任意開示制度の欺瞞性について

(1) 条例案は、開示請求権者以外の者から開示請求があった場合、および過去の公文書のうちの公開の対象とされていない文書について開示の申出があった場合、実施機関はこれに応ずるよう努めるものとするとしています（任意開示制度。第15条、付則第3項～5項）。

(2) 県当局は、任意開示制度の趣旨として、公文書の開示を受けることができる者の範囲を請求権者以外の者に拡げるとともに、過去の公文書について開示対象の範囲を拡げると説明しています。

しかし、既に指摘したとおり、そもそも条例案における請求権者の範囲および開示対象となる過去の公文書の範囲がいずれも不当に狭められていることこそが問題なのであり、これらの範囲を正当な範囲にまで拡大しさえすれば、任意開示制度は不必要となります。すなわち、任意開示制度を設けるか否かの議論の前に、そもそも条例案における請求権者等の範囲が適正なのか否かが先ず議論されなければならないのです。

(3) しかも任意開示制度には以下のような問題点があります。

第1に、開示の申出があった場合、実施機関は「これに応ずるよう努める」ことで足りるとされている点です。実施機関が申出に対して文書を開示する義務を負わないのは勿論、開示するか否かを応答する義務すら負いません。任意開示によって情報の開示を受けられる保障は全く無いのです。

第2に、開示がなされなかった場合等に開示申出者が苦情を申し出たときは、実施機関は「これを適正に処理するために必要があると認めるとき」に限り、青森県公文書開示審査会に諮問すれば足りるとされている点です。開示が違法不当に拒否された場合に不服申立の機会が与えられるかどうか、正に実施機関の胸先三寸で決められることになるのです。

(4) 本来的に開示請求権を有する者が、本来的に開示の対象となる（過去の）文書について開示を求めた場合、実施機関は開示をするべき法的義務を負いますし、実施機関の違法不当な非開示処分に対して不服申立がなされ、その不服申立が認容された場合、実施機関は認容決定に従った処分を行う法的義務を負います。ところが、本来の開示請求権者の範囲を不当に狭め、または本来開示の対象とすべき（過去の）公文書の範囲を不当に狭めた上で、これ以外の開示については任意開示でカバーするというにすれば、実施機関の法的義務は不当に免除されます。任意開示制度とはこのような性格の制度であり、正に世間を欺くための制度であると言わざるを得ないのです。

7. おわりに

情報公開制度は、国民の「知る権利」を制度的に保障し、もって地方自治の本旨に即した県行政を実現するための制度です。その意味では正に民主主義の実践のための制度であると言えます。そしてこのような制度の構築にあたっては、制度利用者であり、制度運営の原動力となる国民の意思を反映させる

ことが不可欠です。

ところが、遺憾ながら、本条例案の策定過程においては民意は殆ど反映されていません。

青森県議会におかれては、条例案の内容的な問題点を是正するべく慎重かつ十分な審議がなされることと併せて、公聴会の実施等、情報公開制度の構築にあたり民意が十分に反映されるような審議手続が履践されるよう要望する次第です。

3. 条例制定以降の活動

96年1月に条例が施行されると、積極的に利用し、会員相互に開示請求の活動を行っていった。県民の会は情報公開をすすめる団体という定義から、全国市民オンブズマン連絡会議には加盟しなかったが、仙台市民オンブズマンと連携をとり、全国運動の青森県責任団体として行動していった。96年1月には北海道・東北市民オンブズマンネットワークを結成し、オンブズマン組織を青森に創っていくために、先進地域から学ぶ活動を展開した。11月には北海道・東北の第1回オンブズマン会議が青森市でもたれ、県土木事務所旅費情報の一斉開示請求や、市民に対する行政110番（97年2月実施）活動など、具体的な行動が提起されそれに取り組んだ。また、県監査委員に対する宿泊出張の開示請求のほかに、全国ランキング調査となった土木部監理課の食糧費に対する一斉開示請求の運動にも取り組んだ。この年度青森県は100点満点で41点、全国26位の水準であった。

その結果県は96年3月に8年度から食料費で出張者名、懇談会の開催場所などは原則公開する方針を決定した。4月分以降に限り懇談会の県側と相手側の所属・個人名、懇談場所を公開することとなった。また職員の出張旅費では個人名も開示する方針を決めた。（3月）「不適正」支出に対しては知事が過去情報も公開することを表明した。（7月）ランキング発表の直後に全庁調査結果と改善策が発表されたが、その中で開示範囲の見直しが行われ、懇談会は県側は原則として全面公開となった。相手側に関しては平成7年12月以後は所属団体のみ、8年1～3月は所属団体、局・課名のみ公開、4月以降は全面公開と開示幅がやや広がった。また、報償費関係では相手先は原則全面公開となった。95年度の決算額では全庁の食糧費44.7%、交際費が24%の削減となり、97年に全国市民オンブズマン連絡会議が食糧費削減率ランキングを発表したが、青森は61.4%で19位、予算費に占める割合は5位（0.011%）となる成果を収めた。コピー代も1枚30円から20円に改訂された。（97年7月1日より）その結果、97年の第2回情報公開全国ランキングでは、一年前の26位から一挙に3位に上昇するという数字になって表れた。（表Ⅲ-3）

議会情報公開では、県条例施行以後に成立した十和田市、八戸市の条例（97年4月施行）には公開が盛り込まれているが、県議会は条例に参加していない問題があり、県民の会としても全国に呼応して開示請求や申し入れを行ったが（97年4月）、すべて却下された。議会内では公開問題の小委員会が作られ検封中であり、またマスコミによる議員アンケートでも47人中42人が「必要」と回答しているので、県民の会は独自に県議会議員全員に公表を前提とする記名によるアンケートを行った。また、県議会議員のゴルフ、野球大会参加旅費情報開示請求（12月）を行った。

この間全国のオンブズマンの活躍により、公務員のカラ出張、カラ飲食の問題がセンセーションを巻き起こし、多くの不正支出が発覚した。96年7月に青森県でも独自の調査委員会が発足し、全庁調査の結果97年2月に31億円（後に34億円）の「不適正」支出を摘発、改善策を発表するとともに5月に県返還会を通じて一括返還を行った。しかし、この「身内的」調査はその実態が公開され

ず、「不適正」の認定基準も曖昧であるため、北海道・東北オンブズマンネットワークが一斉請求を行った土木事務所の旅費不正支出のデータと照らし合わせ、独自の監査請求を行い（3月）、県監査委員会によって五所川原土木事務所のカラ出張が認められたことにより（5月）、全庁調査の見直しを迫った。監査委員会の改善のための勧告に対して、県知事は全庁調査の結果をなぞっただけで、調査メモの公開や監査請求で指摘した以外のケースに関する全庁調査の照合などを行わず、不十分な措置内容であったため、県民の会は不正支出に関わった知事や職員を提訴した。（7月）しかし、住民監査や異議申し立ては県民の会の主張が全面的に認められたが、住民訴訟では原告側立証責任という壁のもとに却下されてしまった。これらは情報公開度の得点とは別に、「公文書としては存在しない」とか「該当しない」等の問題や、県議会情報の非公開に示されるような条例の対象外文書の公開の課題として残されていると言うことである。

98年には、青森市の水道メーター談合問題や、議員野球大会参加の問題なども取り組んだ。野球大会公費参加は自粛の方向を打ち出したが、全国一斉に取り組んだ議会情報公開ランキングでは、ワースト10の成績であった。全国公開度ランキングでは第5位と引き続きトップの成績を維持した。この間県民の会は青森市民オンブズマンと協同して「アレコ」問題に取り組んだ。17億円以上の税金を費やして取得したシャガールの「アレコ」購入に関しては、これまで情報が隠され、誰が取得を決定し、どのようなものでどこにあるのかもわからないものとなっており、県議会でも取り上げられていた。連名で開示請求をした結果、県条例の意思形成過程情報やプライバシー情報、犯罪のおそれのある情報等の項目に引っかかって、かなりの部分が非開示決定となった。また、公文書を「作成していない」「取得していない」「廃棄した」というものも多数あったこともあり、この非開示決定に対して異議申し立てをすべく検討し申し入れも行ったが、世論に押された形で、異議申し立ての前に転資料の全面公開が実現した。（99年3月）県教育委員会内部でも「アレコ」問題懇話会が設置され（9月）、この問題の検討に入羅ざるを得なくなるなど、意思形成過程情報に対して一石を投じる結果となった。

この数年の活動の中で、県民の会の課題としていた情報公開に関しては、当初から見てかなりの成果が上げられてきた。残っているものは、議会情報、公安情報、意思形成過程情報、第3セクター情報などに限られていた。2001年4月から国の情報公開法が施行されることが決まり、それに見合う形での県の条例改正が日程に上ってきていた。全国のオンブズマンもこれらの課題に対応する運動を強めていった。青森でも、北海道・東北のオンブズマンと協力して学習を繰り広げた。ネットワークの例会はこの間青森で3度開かれているが、第1回は職員旅費・食糧費の問題（96年11月・青森市）、第2回は議会、第3セクター問題（98年6月・青森市）、第3回は意思形成過程情報の問題（2000年7月・弘前市）を検討し、運動の力としていった。99年には一斉地方選挙の年に当たり、青森県議会議員の、予定候補に県条例での議会情報公開への意志を問うアンケートを実施した。回答した候補者29名の内23名が議会情報公開に賛同し、議会の情報公開は大きな流れとなっていることが確認された。県民の会はその結果を公表することによって、有権者の選択基準の一つを提供した。県議会議会運営委員会でも県条例の実施機関に県議会を加えることを検討し、10月に全会一致で可決された。

県民の会の再三による申し入れや、県民世論が情報公開への意識が強まる中、条例改正を目的とした県の情報公開制度改善懇話会が設置され（座長は県民の会会員）、検討が始まった。11月に①知る権利の明記、②請求権者を「何人型」に変更、③公安委員会を加える、④対象公文書を決済、供覧が終了したもの以外にも拡大、⑤県出資法人の情報公開に関する努力規定、を織り込んだ条例

改善案を知事に提言した。これを受けて12月県議会で、公安委員会は「早期に参加の方向」と集成されて改正案が可決した。運動が従来から主張していた内容をほぼ取り入れた答申やそれに基づく条例改正を勝ち取った。

表Ⅲ－3

第2回情報公開度全国ランキング調査結果（1998年2月）

①総合順位

順位	昨 年 順 位	都 道 府 県 名	合 計 ポ イ ン ト	100点 換 算	昨年（100点換算）	改 善 度
1	14	北海道	129	79	53	26
2	2	沖縄	128	78	70	8
3	26	青森	126	77	41	36
4	1	宮城	124	76	72	4
5	5	岩手	120	73	62	11
6	20	高知	119	73	48	25
7	18	神奈川	118	72	52	20
8	10	新潟	114	70	55	15
9	3	徳島	114	70	66	4
10	16	和歌山	111	68	52	16
11	28	京都	109	66	40	26
12	34	鹿児島	108	66	32	34
13	25	三重	106	65	44	21
14	16	大阪	104	63	52	11
15	32	香川	104	63	36	27
16	8	奈良	103	63	56	7
17	20	福島	102	62	48	14
18	28	長野	99	60	40	20
19	10	石川	95	58	55	3
20	14	茨城	94	57	53	4
21	44	山梨	93	57	17	40
22	22	兵庫	92	56	48	8
23	24	滋賀	91	55	45	10
24	30	秋田	89	54	37	17
25	45	佐賀	89	54	16	38
26	22	埼玉	88	54	48	6
27	36	福岡	88	54	26	28
28	35	山口	85	52	27	25
29	12	福井	82	50	54	-4
30	6	鳥取	82	50	59	-9
31	19	広島	77	47	50	-3
32	8	島根	73	45	56	-11
33	26	富山	70	43	41	2
34	31	群馬	68	41	37	4
35	37	宮崎	65	40	25	15
36	6	千葉	63	38	59	-21
37	40	熊本	57	35	24	11
38	41	岐阜	55	34	23	11
39	37	長崎	53	32	25	7
40	41	大分	51	31	23	8
41	39	栃木	50	30	25	5
42	41	愛知	33	20	23	-3
平均			91	55	43	12

②開示度順位

順位	都道府県名	食糧費	旅費・出張	交際費	開示度
1	宮城	38	38	28	10.4
2	高知	38	38	23	99
3	岡山	38	38	23	99
4	沖縄	32	38	28	98
5	神奈川	32	38	28	98
6	青森	38	30	28	96
7	北海道	33	38	23	94
8	新潟	38	38	18	94
9	和歌山	38	30	23	91
10	岩手	29	38	23	90
11	京都	28	38	23	89
12	東京	38	38	8	84
13	香川	38	38	8	84
14	徳島	38	38	8	84
15	長野	38	38	3	79
16	鹿児島	32	38	8	78
17	福岡	32	38	8	78
18	広島	31	38	8	77
19	三重	38	38	0	76
20	滋賀	38	38	0	76
21	大阪	18	38	18	74
22	茨城	28	38	8	74
23	秋田	26	30	18	74
24	奈良	27	38	8	73
25	山梨	35	30	8	73
26	埼玉	38	30	5	73
27	福島	38	26	8	72
28	兵庫	26	38	8	72
29	佐賀	31	30	8	69
30	石川	29	28	8	65
31	愛媛	26	30	8	64
32	福井	24	30	8	62
33	鳥取	29	30	3	62
34	静岡	33	18	8	59
35	山口	17	30	8	55
36	島根	15	30	8	53
37	富山	20	30	0	50
38	群馬	38	10	0	48
39	宮崎	19	18	8	45
40	山形	28	11	0	39
41	熊本	14	10	13	37
42	岐阜	17	18	0	35
43	千葉	15	10	8	33
44	長崎	15	10	8	33
45	大分	13	10	8	31
46	栃木	15	10	5	30
47	愛知	12	6	0	18
備考	■食糧費の満点は38点、旅費、出張の満点38点、交際費満点38点				合計114点

その結果、98年全国ランキングでは第5位とトップの水準を維持した。99年には、警察情報が審査基準に入ったため、青森県は14位と前回からのランクを下げた。依然として、公安情報、意志決定情報、県出資法人情報の開示などの課題が残されているが、改正された条例を武器に、各地での運動を一層強めることが求められた。(資料Ⅲ-5)

資料Ⅲ-5 情報公開を求める青森県民の会の歩み(1995年~2000年)

1994年

11 青森県情報公開懇話会発足

1995年

2. 5 知事選で現職の北村氏破れ木村守男氏当選(条例の早期施行を公約)
2. 21 第2回県情報公開懇話会(大綱素案検討)
3. 14 県議会で「核燃情報公開」決議
4. 16 東奥日報紙上に条例施行前倒し方針記事
4. 22 呼びかけ人打ち合わせ(二葉法律事務所)大坪, 松原, 二葉, 小田切(達)
4. 25 情報公開を求める青森県民の会結成の呼びかけ発表(弘前市役所で記者会見)大坪(呼びかけ12人)
4. 28 第3回県情報公開懇話会(施行日程を96.1に前倒し決定)
5. 1 情報公開を求める青森県民の会発足式および第1回会合の案内発送
5. 3 憲法集会で訴え(弘前市文化センター)大坪
5. 16 県教組オルグ
5. 23 発足式に向けた打ち合わせ(二葉法律事務所)7名参加
5. 27 発足式(弘前大学教育学部)会員106名中27名参加 会長松原, 二葉, 幹事大坪, 小田切(達)
県への要望書検討
集会後、核燃懇話会結成打ち合わせ
6. 2 県に要望書提出 文書課に質問提出(意見交換会を持つとの回答)松原, 小田切記者会見
6. 6 県より「懇話会」審議資料送付(大綱素案等)
6. 8 第4回県情報公開懇話会
6. 8 大綱案検討会案内発送
6. 9 県より「懇話会」審議資料送付(大綱案等)
6. 13 大綱案検討会(中弘教育会館)9名参加
6. 19 県より意見交換会拒否連絡 会合案内発送
6. 26 県より「懇話会」会議録発送
6. 26 情報公開を求める青森県民の会「大綱案」検討会(弘前大学教育学部)会員130名中14名参加
6. 29 県より関係書類送付(日弁連「大綱」, 東京弁護士会「研究」)
6. 30 河北新報社より平成5年度食料費請求結果送付
7. 11 第5回県情報公開懇話会(最終)「情報公開制度大綱」の提言書提出
7. 4 県に意見書提出 松原, 大坪, 小田切(明), 横山 記者会見
7. 14 県より「懇話会」資料(知事への大綱提言)送付

- 7. 21 県より「懇話会」審議資料（議事録）送付
- 7. 22 核燃懇話会準備会
- 7. 26 呼びかけ人会議（二葉法律事務所）6名参加
- 8. 18 情報公開を求める青森県民の会「公開質問状」検討会（弘前大学教育学部）
- 8. 22 県に公開質問状提出 大坪、小田切（明）、鎌田 県議会議員オルグ 質問状郵送 記者会見
- 8. 31 県より質問拒否回答
- 8. 31 核燃懇話会初会合（弘前文化センター）50名
- 9. 11 呼びかけ人会議（二葉法律事務所）抗議文検討
- 9. 14 県に抗議文提出 記者会見（弘前市役所）
呼びかけ人会議（二葉法律事務所）
- 9. 16 核燃懇話会準備会
- 9. 22 県より質問状回答 記者会見
- 10. 3 知事食料費削減表明
- 10. 5 県議会に条例案上程
- 10. 6 核燃懇話会準備会
- 10. 7 情報公開を求める青森県民の会「条例案」検討会（弘前大学教育学部）
- 10. 9 呼びかけ人会議（二葉法律事務所）
- 10. 11 弘前市に対し福田悟氏が市長交際費等の情報公開請求
- 10. 13 県議会議員に申入書発送
- 10. 25 県議会で条例可決（公安委員会・県議会の開示は対象外）。全国で46番目
- 10. 29 核燃懇話会結成講演会（弘前市文化センター）68名
- 11. 8 弘前市福田氏の請求に対して拒否回答
- 11. 18 核燃に反対する津軽地区懇話会例会（中弘教育会館）
- 12 千葉県市川市民オンブズマン沢田氏に資料提供

1996年

- 1. 1 県情報公開条例施行
- 1. 4 木村会員「白神」問題で開示請求
- 1. 二葉代表入院
- 1. 18 県公文書開示審査会発足
- 1. 19 「白神」問題開示通知（平成5年から、策定経過も含む）
- 1. 20 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク結成 小田切参加
- 1. 30 核燃懇話会1月例会で情報公開請求を提起
- 2. 1 青森市「アップル会」（環境保護グループ）永井氏より問い合わせ
- 2. 3 情報公開を求める青森県民の会会合（今後の活動について）
- 2. 8 県内マスコミ一斉情報公開請求（食料費等）出席者、目的非開示
- 2. 14 NHKにコメント（大坪）
- 3. 4 県、情報公開見直し、8年度から食料費で出席者名、開催場所などを原則開示する方針へ
- 3. 6 核燃懇話会3月例会で情報公開請求討議 会員に公開対象文書アンケート
- 3. 11 新年度食料費県と8市で3億円削減（県2億2千万円=31.6%、青森市61.5%削減）

- 3. 19 県、職員の出張旅費で個人名も開示方針（監査委員出勤簿は非開示）
- 3. 県議会で諏訪益一県議（共産）が、飲食店が提出するはずの請求書を県土木部職員が作成した疑いがあると指摘。県側答弁せず
- 3. 木村知事、土木部監理課職員による13件の請求書書き加えを認め、陳謝
- 4. 15 県食料費補筆請求諸問題、5年度以降77件830万円に上ることを発表
- 4. 18 「県民の会」監査委員会監査で開示請求（FAXによる）
- 4. 19 監査委員会より請求資料についての説明依頼があり松原会長監査委員会へ
- 4. 県、非公開としてきた懇談会の県側と相手側の所属・個人名、懇談場所を4月以降分に限り公開すると方針転換。
- 4. 諏訪県議が「県が公表した調査結果以外にも加筆したと思われる書類がある」として県に再調査を要求。
- 4. 県、再調査の結果、新たに64件の加筆を認める。
- 5. 7 コピー資料についての監査委員会との打ち合わせ（松原）
- 5. 8 県、食料費問題で新記載要領を通知、飲食の内訳明記、飲食店側の記入徹底
- 5. 25 市民オンブズマン全国幹事会参加（大坪）
- 5. 30 県東地方農林事務所カラ宿泊疑惑判明（東奥日報）
- 6. 4 「県民の会」の公文書開示請求申し出に対する諾否通知
コピー代33980円
- 6. 13 東奥日报社、秘書課食糧費開示に関して異議申し立て
- 6. 14 コピー資料到着
- 6. 19 弘前市議会で情報公開条例9年度中に策定方針
- 6. 27 監査委員会事務局のカラ出張疑惑報道（東奥日報）
- 6. 30 全国市民オンブズマン連絡会機関紙「NETWORK」創刊
- 6. 県中南土地改良事務所、前総務課主事が収賄容疑で逮捕。
- 7. 2 知事、カラ宿泊認め陳謝 県が「旅費」全庁調査へ
- 7. 10 全国市民オンブズマン連絡会に監査委員監査の資料提出
- 7. 26 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）監査委員会県内出張資料まとまる
- 7. 27 全国市民オンブズマン大会（高知）監査委員カラ、ムダ出張4400万円94年度（青森7件805350円）
- 7. 29 県不適正支出対策で調査室、対策室発足 知事記者会見で過去情報も公開検討
仙台地裁、食料費公文書非開示取り消し訴訟で全面公開命令
- 8. 4 東奥日報 監査委員旅費問題で水増し出張、架空列車の存在報道
- 8. 30 県7年度決算額で全庁食糧費44.7%減、交際費24%減
- 9. 3 県民の会会合（弘前大学教育学部）20名 オンブズマンを射程に入れる今後の方針検討
- 9. 4 県全庁調査の手順発表 5年度以降分を9年1月までに調査
- 9. 8 オンブズマン連絡会で一斉情報公開請求行動提起
- 9. 13 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）一斉行動参加決定
- 9. 29 県税事務所でもカラ出張疑惑
- 10. 4 弘前市「みんなの会」学習会で情報公開問題を講演（大坪）
- 10. 14 全国一斉請求に当たっての記者会見（弘前市役所）松原・大坪
- 10. 15 全国一斉情報公開行動に参加し、県土木部監理課食糧費（92-96年各3月）、同出張旅費（92-

- 96年各1月)、他県からの来庁、議会・警察旅費、懇談会費請求
- 10.25 県より監理課情報公開請求に対し一部開示の決定通知 コピー代6330円 送610円 計6940円)
- 10.29 県より議会・警察情報公開請求に対し11月29日まで決定延長の通知
10. 県職労が知事に、時間外手当などについて適切な予算措置を講ずるよう要求書提出
11. 6 資料到着
11. 7 全国オンブズマン連絡会に一斉請求の資料送付
- 11.19 県より議会・警察情報公開請求に対し非開示決定通知(条例16条2項の規定による)
- 11.23 オンブズマン道・東北ネットワーク第1回会合(青森県教育会館)17名
小田切、葛西、松原、大坪、青森市弁護士2名参加 一斉公開請求、行政110番開設など方針決定
12. 3 弘前、五所川原、十和田土木事務所旅費情報公開請求(95、96年2、3月分)
「みんなの会」情報公開に対する要望書を市に提出
- 12.13 県より3土木事務所旅費情報開示決定通知(職務の級をのぞく)
- 12.17 コピー代通知(弘前69780円、五所川原67980円、十和田63840円、送料1442円 計203042円)
- 12.24 資料到着
12. 八戸市議会で情報公開条例成立 議会情報、市民以外からの請求も可
12. 調査室が、出先機関116所に物品納入に関する調査結果を発表。約8割が購入計画書作成していないことが判明。

1997年

1. 1 東奥日報 H5から3年間で知事部局不正支出20億円超すと報道
1. 3 全国市民オンブズマン連絡会公開度判定委員会(仙台)大坪
1. 6 県全庁調査の結果発表を2月12日にすると発表(対象件数137万件を越える)
- 1.25 第2回北海道・東北オンブズマンネットワーク会合(仙台市)2月17日に土木事務所旅費問題で一斉監査請求を提起 小田切、葛西参加
- 1.31 県公文書開示審査会が東奥日報社の異議申し立てに対し、食料費の相手側職・名前を除いて公開とするよう知事に答申。
2. 3 全国市民オンブズマン連絡会情報公開全国ランキングを発表 青森県庁で記者会見 青森県は26位100点満点で41点
県に情報公開制度に関する申し入れ
2. 県東京事務所が、ビール券などを中央省庁職員に送っていたことが発覚。
2. 8 「県民の会」公金不正支出行政110番開設(あすなろ法律事務所、10am~2pm)16件の相談あり
- 2.11 五所川原土木事務所でカラ出張発覚(朝日新聞)
- 2.12 県費不適正支出全庁調査結果発表 H5からH8年6月まで3年3ヶ月で31億円(知事部局21億、教育委員会1.5億円、福岡県に次ぎ全国2位)全額返還及び改善策発表。開示範囲の見直しが行われ、懇談会は県側は原則として全面公開。相手側に関しては平成7年12月以前は所属団体のみ、8年1~3月は所属団体、局・課名のみ公開、4月以降は全面公開。報償費関係では相手先は原則全面公開。
- 2.13 「県民の会」会合(弘前大学教育学部)五所川原土木事務所旅費問題の監査請求を、不適正支出の調査結果を待って2月中に行うことを決定

- 2. 14 大鱈町湯〜とびあウェア不正問題を佐々木茂氏と検討
- 2. 17 県議会決算特別委員会で虚偽の公文書作成問題が追求される
- 2. 18 R A B午後のワイドに不適正支出問題で出演（大坪）
- 2. 20 県不適正支出内容で部局別内訳公表 食糧費は総務、宿泊は農林が突出
- 2. 24 弘前市情報公開懇話会第1回会議 委員に資料提供
県議会決算特別委員会全員一致で決算不認定（県政史上初）
- 2. 26 県、不正支出を「職員厚生会」を通じて一括変換する方針
- 2. 27 不適正支出課・出先別集計発表 東京事務所トップ3億5千4百万
- 3. 5 「県民の会」幹事会 監査請求検討（あすなろ法律事務所）
県代表監査委員沢谷俊一氏（県庁OB）辞任発表、後任は民間から
- 3. 6 県8年度最終予算で食料費を7割減、不適正支出調査費3億円
- 3. 7 共産党県議団県議会情報の全面公開を議長に申し入れ
- 3. 9 北海道・東北オンブズマンネットワーク例会（山形）住民監査問題検討
葛西参加
- 3. 10 公費返還問題で県職労交渉打ち切り、管理職2割負担案黙認
「県民の会」五所川原土木事務所8年3月旅費支出に関して住民監査請求
（県事務費支出で県内初）
- 3. 11 東奥日報、公文書コピー代30円の根拠報道
- 3. 17 五所川原土木事務所長から、開示漏れ資料1枚県民の会に送付
- 3. 20 全国市民オンブズマン連絡会拡大幹事会で、談合問題、議員海外視察の一斉情報公開を提起
- 3. 21 川崎市で会議公開条例制定
- 3. 24 県監査委員より住民監査請求の補正要求
- 4. 1 八戸市、十和田市で情報公開制度発足（市議会も対象）
- 4. 4 県財政課のタクシーチケット疑惑報道（東奥日報）
県議会運営委員会で情報公開協議の小委員会設置
- 4. 7 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）補正書検討 県に提出
全国市民オンブズマン連絡会談合問題で統一請求 青森は見送り、海外視察請求を決定
- 4. 9 県監査委員会住民監査正式に受理（県の事務経費に関して県内初）
- 4. 11 全国市民オンブズマン連絡会食料費削減率ランキング発表 青森は削減率19位（61.4%）、予算
費5位（0.011%）
- 4. 11 県庁管理職より不適正支出処理策の矛盾について内部告発文書が送られる
- 4. 24 県不適正支出調査で調査漏れ発覚、返還総額が34億7800万円に
- 4. 25 県議会議員の海外旅行に関する全国一斉情報公開請求（平成7年度、8年分）
日本弁護士連合会から情報公開の実施に関するアンケート
いじめに関する公文書開示請求に関して「非開示は不当」と住民が異議申し立て（報道機関以
外の県民では初）
- 4. 27 県民の会幹事会
- 4. 28 五所川原土木事務所住民監査請求に対し監査委員会に意見陳述（松原、葛西）
県議会議長に県議会議員の海外旅行に関する情報公開の申し入れ提出
- 4. 29 北海道・東北オンブズマンネットワーク会議（福島）住民監査請求では統一弁護士で訴訟を組

- むことを決定（葛西参加）
- 5. 6 知事全庁調査の再調査実施に消極的な姿勢を表明
二葉宏夫代表死去
 - 5. 8 県より県議会議員の海外視察に関する開示請求却下の通知（条例第16条第2項の規定による）
同上の議会に対する申し入れ、アンケートに関しても応じられない旨の通知
 - 5.12 敦賀会員「アレコ」取得に関わる情報開示請求
 - 5.13 全国市民オンブズマン都道府県担当者宛に組織の現状に関するアンケート発送（大坪）
 - 5.16 大鰐町オンブズマン会議、町長に対してリゾート経営破綻の損害金返還を求める監査請求（受理される）
 - 5.19 五所川原土木事務所旅費問題住民監査で、監査の結果167件のカラ出張を認め知事に再発防止の勧告 県民の会にも結果を通知
 - 5.20 県議会の情報公開問題で自民、新進クラブなど大会派が「公開は必要」との認識で一致したと報道（東奥日報）
 - 5.21 県監査委員の監査結果を受け、県議会で早急に全庁調査事例と照合する方針を明らかにする
 - 5.24 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）
 - 5.26 不適正支出全庁調査で、平成8年3月の五所川原土木事務所旅費不適正支出認定の根拠となった資料の開示請求
東奥日報による県議会議員アンケートで47人中42人が県議会情報公開は必要という回答時期は慎重論が多数（31人）
「アレコ」情報に関して一部開示通知
 - 5.28 不適正支出で、職員返還会と教育職員返還会が損失補填34億6千万円を県に一括変換（未加入のべ105名）
週刊SPAから取材
 - 5.30 青森放送夏目氏と会見
 - 6. 4 県民の会会合（弘大教育学部）監査に対する訴訟は県の措置内容をみてからにすると決定、葛西聡氏を新たに幹事に加えることを了承、会の郵便口座開設
海外旅行問題で県議個人宛にアンケートを行うこと等を決定
五所川原土木事務所次長から、不適正支出認定の根拠になった資料についての問い合わせ
三沢市開かれた市政をめざす会議会文書公開を求めて議長に陳情書提出
 - 6. 6 県、不適正支出で職員調査メモを公開しない方針を明らかにする
 - 6. 9 県が監査委員に措置内容を通告 全庁調査の結果をなぞったのみ（2件7600円のくいちがい発覚）
 - 6.10 認定の根拠になった資料の部分開示決定通知書到着（9枚270円+送料90円） 宿舍照会依頼文のうち宿泊施設名（条例10条3号）、宿泊照会表全部（同）非開示
海外旅行問題で県議宛にアンケート発送
 - 6.12 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）改善措置は不十分として知事らを提訴する方針決定、非開示通知に異議申し立てを行い同時に平成7年度分の「根拠になる資料」の開示請求をすることを決定
 - 6.13 不適正支出全庁調査で、平成7年4月～平成8年2月の五所川原土木事務所旅費不適正支出認定の根拠となった資料の開示請求

- 同上の資料に対して県土木部から「月ごとの統計がない」ことを通知、開示請求は調査の手続きにかかわるものに修正
- 県議会で、県議の宿泊見直しする案を提示
6. 14 オンブズマン東北・北海道連絡会議（札幌）葛西参加
議員アンケートで長峰一造議員アンケート受け取り拒絶
6. 16 県土木部より、開示請求資料に変わる「手続きを示す資料」到着
6. 18 開示請求した「認定根拠の資料」（平成8年3月分）五所川原土木事務所からFAXで到着
平成7年4月～平成8年2月分の資料は開示請求取り下げを文書課に通知
6. 19 再発送で正式な「認定根拠の資料」（平成8年3月分）到着
7. 1 公文書コピー代を10円値下げして20円にする（人件費26円を16円に算出）
県議会の議会運営小委員会、県議会情報公開について継続審議とする
7. 2 県民の会、開示された五所川原土木事務所「認定根拠の資料」にたいして、非開示部分の異議申し立て申請
7. 7 県議会議員アンケート結果集計 回答者48名中9名（1名受け取り拒否）
7. 9 県民の会、五所川原土木事務所旅費問題で知事、事務所長、総務課長にたいし214万100円の損害賠償を求める住民訴訟 記者会見
青森市で青森地区の県民の会結成に向けた話し合い
7. 20 第4回市民オンブズマン全国連絡会議大会（福岡市）松原参加～21日
全国オンブズマン調査集計し資料配付
7. 26 県不正支出問題で前三役が県職員厚生会に計1350万円納入と報道（東奥日報）
8. 11 青森地区県民の会支部結成に向けた話し合い 松原参加
8. 19 青森市情報公開制度懇話会発足 次回の会議以降非開示の申し合わせ
8. 20 県公文書開示審査会から異議申し立てに係る理由説明書送付される
8. 22 共産党青森市議団懇話会非公開決定に対して公開申し入れ
8. 26 弘前市情報公開懇話会市への提言内容を固め議会の情報公開も要請
9. 1 「情報公開を求める青森県民の会・青森支部（通称・青森市民オンブズマン）」発起人会開催の案内
9. 3 県民の会幹事会
弘前市情報公開懇話会公開制度に関する提言（案）提出
9. 4 五所川原土木事務所訴訟の答弁書出る 訴訟代理人長谷川靖晃、山田揚一
県議会事務局長に対し「海外視察報告書公開状況等についてのお尋ね」発送
9. 12 青森市民オンブズマン発起人会（保険医会館）
9. 16 青森市民オンブズマン結成大会への案内状発送 発起人 対馬秀雄、関晴正、横山慶一、菊池至、福士清巳、成田裕之、中里紘一、小笠原美徳、新山民雄、夏目浩光
9. 17 県民の会、県公文書開示審査会に対し異議申し立ての意見書提出
9. 18 青森市民オンブズマン発起人、結成総会に向けて記者会見
県議会事務局長より「お尋ね」に対する回答
9. 24 青森市情報公開懇話会2回目の会合で、次回から会議の原則公開を決定
9. 26 青森市民オンブズマンが県民の会青森支部として発足 結成式青森県教育会館 60名 支部長関、副支部長横山、中里、事務局長中村、顧問対馬、松原、大坪が記念講演

- 9. 29 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）
- 9. 30 五所川原旅費訴訟第1回口頭弁論 松原口頭陳述 記者会見
- 10. 2 全国市民オンブズマン連絡会より水道メーター一斉情報公開の提起
- 10. 4 日本社会教育学会で大坪「市民オンブズマン・情報公開運動と社会教育」発表
- 10. 8 県公文書開示審査会異議申し立て審査
- 10. 10 いじめに関する情報非開示を巡る異議申し立てで県審査会開示を求める答申
- 10. 23 十和田市過去2年間の全庁旅費、交際費、食糧費支出を自発的開示
- 10. 27 全国市民オンブズマン第2回情報公開度ランキング調査平成9年6、7、8月財政課旅費、食糧費、首長交際費（秘書課）一斉公開請求
- 10. 30 青森市民オンブズマン幹事会 水道メーターの取り組み、学習会の取り組み等決定
- 10. 31 財政課が懇談会を開催していないため文書なしなので、国際交流課に開示請求
- 11. 4 五所川原旅費訴訟第2回公判
- 11. 5 国際交流課開示決定通知
- 11. 7 秘書課一部開示決定通知
- 11. 8 北海道東北オンブズマン会議（仙台）で議員の野球、ゴルフ公費支出の一斉請求を決定
- 11. 10 財政課開示決定通知及び懇談会公文書不存在通知
青森市民オンブズマン学習会の案内発送
- 11. 11 コピー代納入 秘書課12460円、財政課2580円、送料770円、国際交流課620円、送料190円
計16620円
- 11. 13 公文書開示審査会で東奥日報記者の産廃処分場の残余容量開示、五所川原土木事務所旅費文書開示に関わる異議申し立てを審査
- 11. 20 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）
- 11. 25 弘前市議会各派代表者会議で情報公開条例の実施機関に議会も参加することを決定
- 11. 27 青森市民オンブズマン学習会（文化会館）「全国のオンブズマン運動から学ぶ」大坪、横山、松田講演 40名参加
- 12. 1 県の不適正支出での返還金が9億円になることを公表（農水省4億8400万円、建設省2億800万円など公共事業に絡む補助金が大半）
- 12. 2 三沢市議会全員協議会で平成10年4月から予定されている情報公開条例案を説明
- 12. 3 県監査委員会8年度監査で新たに県職員5名（五所川原農林高校2、五所川原土木事務所、県立中央病院、県教委学務課各1）のカラ宿泊があったことを指摘＝調査対象後の8年7月から9月分
県行政管理室、不適正支出返還で対象者7113人中21人が未同意であることを報告（内訳OB16人、臨時職員4人、管理職1人 計848万円分）
- 12. 8 県民の会、第38回北海道東北6県議会議員軟式野球大会並びにゴルフ大会の旅費、第52回国体協賛全国都道府県議会議員軟式野球大会旅費の開示請求
同上の問題に関して県議会議長宛の質問状提出
- 12. 9 五所川原土木事務所旅費訴訟第3回口頭弁論
- 12. 15 12. 8請求に関して却下の通知
議会事務局より質問状拒否回答
県公文書開示審査会で異議申し立ての意見陳述（八甲荘）

- 12. 17 青森市情報公開条例で、懇話会が議会や施行前分も対象となる最終案まとめる
- 12. 18 議員野球大会問題全国調査に回答

1998年

- 1. 5 仙台市民オンブズマン事務局うちあわせ（大坪）
- 1. 9 県公文書開示審査会異議申し立て審査
- 1. 14 県の平成8年度後半（全庁調査中）に新たにカラ出張13件（13万9千円分）発覚
- 1. 25 県民の会幹事会
- 1. 26 県公文書開示審査会に意見書提出
- 1. 27 東京都議会議員海外旅行情報開示訴訟で東京地裁が「条例の対象外でも開示すべし」という判決
- 1. 28 県公文書開示審査会開かれ、五所川原土木事務所旅費問題で継続審議、任期満了に伴って虎谷一郎会長が辞任、新会長に石田恒久弁護士、新委員に中村年春青森大学教授、加藤勝康青森公立大学長（会長代理）、千葉多香子千葉幼稚園長、西村恵美子読書団体連絡協議会長は留任
- 1. 29 全国市民オンブズマン連絡会議、公文書文書提出命令規定改正に対する緊急声明
県教委、平成8年度後半に9件のカラ宿泊公表
- 2. 3 五所川原土木部訴訟第4回口頭弁論
- 2. 14 全国市民オンブズマン連絡会議拡大幹事会（福島）97年度ランキング検討
- 2. 23 97年度情報公開度ランキングで青森第3位宮城を抜いて東北でトップ、1位北海道2位沖縄、
会員にニュース発行
県知事に申入書提出、記者会見
県議会8年度決算認定、不適正支出を不問
- 2. 24 県公文書審査会異議申し立て審査
- 2. 27 青森市民オンブズマン第3回幹事会
- 3. 1 市民オンブズマン東北北海道ネットワーク会議（秋田）葛西出席
- 3. 3 弘前市情報公開条例案提出
- 3. 6 弘前市「みんなの会」で市条例案検討（県政病院労組会議室）松原出席
- 3. 11 青森市民オンブズマン青森市情報公開条例案検討会
- 3. 17 市民オンブズマン石川に資料提供
青森市民オンブズマン青森市情報公開条例案に対して要望書提出
- 3. 19 青森市議会で大沢議員（共産）が水道メーター落札価格談合疑惑（6割の落札価格低落）追及
＝青森市民オンブズマンの質問による
- 3. 20 県公文書開示審査会異議申し立て審査
- 3. 23 弘前市議会全会一致で情報公開条例案可決
- 3. 24 宮城県議の野球大会で公費支出は違法として監査委員が返還勧告
五所川原土木事務所カラ出張訴訟で青森地裁県民の会の訴えを却下
県公文書開示審査会五所川原土木事務所不適正支出調査資料について実質審議終了
- 3. 27 青森市情報公開条例案市議会で全会一致可決 施行日以前資料も公開に
情報公開法案国会提出 国のすべての機関対象、請求文書不明確もOK
非開示処分等の取り消し訴訟はすべて東京地裁で
- 3. 30 仙台市民オンブズマン事務局長庫山氏と会見

- 3. 31 滋賀県公文書公開審議会警察文書公開を求める答申
- 4. 1 県民の会幹事会 控訴断念を決定 声明文検討
三沢市、むつ市で情報公開条例施行 八戸市条例施行1年で請求15件、十和田市は1年間で19件と低調
- 4. 4 会員に総会の案内発送
- 4. 6 弘前市役所記者クラブで記者会見 五所川原土木事務所カラ出張訴訟について声明控訴断念
- 4. 16 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）
- 4. 17 県公文書開示審査会、県民の会の異議申し立てに対し全面開示を知事に答申
同時に、東奥日報記者が異議申し立てをしていた産廃処分場の残余容量についても、法人情報であっても極力開示の答申を提出
- 4. 21 県民の会会合（青森文化会館） 核燃宣伝費問題など討議
- 4. 24 県議会議員野球大会情報一斉公開請求 県議会議長に要望書提出
- 5. 1 県土木部管理課異議申し立て審査の答申に従い、宿泊紹介表、宿泊先リストを全面公開
- 5. 7 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）
- 5. 14 葛西会員むつ小川原開発株式会社保有の土地に関する情報開示請求
- 5. 25 むつ小川原株式会社保有土地情報不存在通知
- 6. 20 第10回北海道・東北オンブズマン会議青森で開催（県民福祉プラザ～21日）県議会議員野球大会中止申し入れ、全国大会の私費参加、土地開発公社一斉請求など討議
- 7. 1 県土地開発公社情報開示請求
- 7. 17 県土地開発公社情報開示通知
- 7. 21 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）青森市民オンブズマン中村氏新幹事として参加 アレコ問題等討議
- 8. 5 県議会委員会傍聴調査
- 8. 16 弘前市民オンブズマン発足準備会
- 8. 17 県民の会県議会議長宛に全国議員野球大会私費参加を申し入れ
北海道東北県議会議員交流会開催（札幌）
- 8. 18 同野球大会開催（江別市）青森から16名私費参加、職員10名は公費参加（秋田、福島は不参加）
- 8. 21 全国市民オンブズマン連絡会議会情報公開度ランキング発表 青森県は総合ポイント20でワースト10（情報公開は0点でワース1、委員会傍聴は傍聴制限と記録記載、非公開で20点）
県議会事務局長より県民の会に申し入れの回答 全国大会には公費参加、参加議員名は非公開
- 8. 22 第5回全国市民オンブズマン全国大会（高石市）大坪参加
- 8. 25 県民の会幹事会（あすなろ法律事務所）敦賀参加 アレコ問題等
- 8. 29 議員野球大会台風のために中止 青森県議団は旅費返納
- 9. 5 弘前市民オンブズパーソン結成準備会（教育会館）
- 9. 10 黒石市情報の公開制度懇話会発足
- 9. 18 弘前市民オンブズパーソン結成に向けての記者会見（越）呼びかけ人11名
- 9. 26 弘前市民オンブズパーソン結成準備会（教育会館）
- 9. 30 弘前市民オンブズパーソン結成大会（市民会館）30名参加 代表幹事大内伍介、小田切明和幹事11名 会費10千円、青森から関支部長参加
- 10. 1 青森市、弘前市で情報公開条例施行

- 弘前市でオンブズパーソンが①市長公務日誌②市長交際費③議員の海外旅行の公文書開示請求
10. 5 県議会でアレコ問題が再燃
10. 9 県が情報公開条例の改正方針
- 10.13 五所川原土木事務所下請け情報公開問題で、県公文書審査会が鹿内県議の異議申し立てを認める
- 10.14 弘前市議の海外旅行情報一部開示決定（他自治体の議員、一般人名を非開示）
- 10.19 県行政改革推進委員会、県議会、外郭団体も情報公開すべきという意見書了承
- 10.20 県個人情報保護懇話会、条例大綱を了承
- 10.27 弘前市「みんなの会」主催第8回市政を語る集いで「情報公開」問題で講演（大坪、越）市民会館
- 10.30 県民の会幹事会（県保険医協会）アレコ問題等討議
- 10.31 弘前市民オンブズパーソン幹事会（民商事務所）
11. 2 条例施行1ヶ月で開示請求青森2件、弘前13件
- 11.11 全国市民オンブズマン連絡会第3回ランキング調査一斉請求①食料費による懇談会②財政担当者会議出張③知事交際費④土木部入札情報
- 11.17 青森市民オンブズマン第2回総会（文化会館）20名参加 アレコ問題等の開示請求決定
- 11.24 開示決定通知
- 11.25 コピー代払い込み12410円
- 11.30 明るい清潔な青森市政をつくる会が青森市長交際費、市議視察旅行費、市政調査研究会交付金の情報開示請求
12. 4 県民の会、青森市民オンブズマン連名でアレコ問題で14項目の開示請求
12. 9 コピー代納入の確認漏れのため遅れてランキングに関する文書開示
- 12.15 弘前市民オンブズパーソン幹事会（民商事務所）
- 12.17 三沢市情報公開審議会が議会懲罰特別委員会会議録非開示決定を支持
- 12.18 アレコ問題で県より決定期間延長通知
- 12.20 全国都道府県議長会役員会で議員野球大会の中止決定
- 12.21 青森市議の調査研究費など全面開示＝使い道は不明確
- 12.22 弘前市民オンブズパーソン市議会議長に対して議員海外旅行中止の申し入れ
- 12.24 アレコ問題で一部部分開示通知 コピー代230円
- 12.25 連名で住友銀行への公開質問状提出
- 12.26 弘前市民オンブズパーソン例会（市民会館）
- 1999年
1. 5 仙台市民オンブズマン事務局長と会見
1. 6 青森市長交際費部分開示
- 1.19 アレコ問題で部分開示通知 コピー代13530円
2. 9 鳥取地裁で条例対象外の議会全文書公開命じる判決
- 2.11 県民の会幹事会（保険医協会）
- 2.18 県が情報公開条例の改正に向け懇話会設置の方針
- 2.20 東北・北海道市民オンブズマン連絡会例会（郡山）で、市町村別公開度ランキング実施の方針決定

- 2. 26 アレコ問題検討会（県保険医協会）
- 3. 3 第3回全国情報公開度ランキング発表 青森は第5位 懇談会、出張費満点、交際費もトップ、
入札、コピー代で若干の差 79点
県に申し入れ提出、記者会見でアレコ問題の異議申し立て方針を発表
- 3. 4 会員にお知らせ及びアンケート発送
県議会の野球議員団総会で11年度の議員野球大会本県開催休止の決定
- 3. 6 県議会議員予定候補者80名にアンケート発送
- 3. 17 県教委アレコ公文書の部分開示決定を取り消し実質的全面開示の回答（異議申し立ての前では
初めて）
- 3. 18 塩漬け土地に関する全国一斉情報公開請求
- 3. 24 県議会議員予定候補者アンケート結果発表 回答29 議会情報公開を公約18名、公約しない4
名、無回答5名、答えない1名、公開に賛成は23名
青森市民オンブズマン、塩漬け土地情報公開を県と青森市に請求
- 3. 25 会員にお知らせ発行 アレコ問題、県議会議員候補者アンケート、市町村一斉情報公開請求の
お願い
アレコ非開示取り消し部分のコピー交付
- 4. 1 県民の会幹事会
金木町で情報公開条例施行
- 4. 4 東奥日報で県議会議員予定候補者78名アンケート結果発表
県議会情報公開11年度に37名、12年度に30名、時期尚早6名、必要ない2名、無回答1名
- 4. 22 青森市民オンブズマン、アレコ問題で例会 真相を求める決議文採択
市町村一斉情報公開請求の中止決定
- 4. 27 県民の会、青森市民オンブズマン共同で、アレコ問題の真相を求める決議文を県、県教委、県
教育長、県議会に提出
- 5. 7 国会で情報公開法成立
- 5. 13 全国市民オンブズマン連絡会、議員調査費に関する一斉情報公開
- 5. 17 県個人情報保護審査会で7月1日から施行される条例の取り扱い指針案了承
- 5. 18 議員調査費に関する請求に関して、条例16条2項により請求の対象にならないとの却下通知
- 5. 23 県情報公開室、10年度の公文書開示状況発表 請求・申し出259件、前年度より83件増加、全面
開示200件、部分開示32件、非開示4件、不存在等21件
- 6. 1 黒石市で情報公開条例施行
- 6. 16 県議会議会運営委員会小委員会、県条例の実施機関に県議会を加える改正案を9月議会に提出
することを確認
- 6. 21 県教委、アレコ問題調査チーム設置
- 6. 26 北海道東北オンブズマンネットワーク函館大会 葛西、松原、越参加 再度市町村ランキング
調査提案 鹿島建設幹部の共同告発を決定
- 7. 1 県個人情報保護条例スタート 初日はゼロ
- 7. 2 県情報公開懇話会（座長中林裕雄）初会合 条例改正案12月議会に提示、知る権利の明記、県
議会・公安委も対象にすることなど確認
- 7. 5 再々度市町村ランキング調査実施のお願い発送

7. 16 自治省調べで情報公開条例制定自治体が908（4／1 現在）市－457, 町306, 村－75
7. 19 県教組など3団体が教員採用試験に関する情報公開を求める趣意書を県教委に提出
7. 26 山形贈収賄事件で鹿島建設幹部の共同告発人となる
7. 28 弘前市民オンブズパーソン幹事会
7. 30 弘前市民オンブズパーソン一斉請求活動
7. 31 第6回全国市民オンブズマン大会（横浜）大坪参加 議会情報公開度青森県はワースト2, 改善度0, 傍聴=できないことがある, 記録=要旨が詳細に記載された文書あり, 情報公開制度なし: 塩漬け調査 青森は25ヘクタール
8. 5 青森市民オンブズマン一斉請求活動
金木町須崎氏一斉請求活動
十和田市白浜氏一斉請求活動
9. 12 東北北海道市民オンブズマン連絡会議（仙台市）一斉請求調査に関して
9. 13 県内市町村条例調査活動（7市4町1村）
9. 17 鹿島建設幹部告発に対して, 山形地方検察庁より不起訴の通知
9. 27 アレコ所得問題で県教委が「アレコ問題懇話会」設置（座長浜田剛爾）
9. 29 情報公開不服申し立てで11件中10件が非開示決定を覆す（朝日新聞）
10. 1 情報公開条例施行1年間で青森市31件, 弘前市51件の請求
県議会の自民, 政風・公明, 社民・農民連三会派と無所属二名議員が県議会を条例の対象とする条例修正案提出
10. 5 弘前オンブズパーソン幹事会
10. 12 県議会で情報公開条例案全会一致で可決 開示対象の公文書の範囲は①改選後の任期開始日である平成11年4月30日以後に議会の職員が作成, 取得した議会の公文書②同日前に作成, 取得した公文書のうち, 永久保存を定め目録など検索資料が整備されているもの試行は平成12年4月1日
10. 13 弘前オンブズパーソン幹事会
10. 14 県民の会幹事会 市町村一斉請求について
10. 16 東北北海道市民オンブズマン連絡会議（仙台市）一斉請求調査に関して
10. 20 弘前市民オンブズパーソン第2回総会 市長交際費, 議員海外旅行問題
10. 21 弘前市民オンブズパーソン, 市長交際費問題で公開質問状提出
10. 27 県情報公開制度改善検討懇話会, 決済前の文書や電磁的記録などを対象にして公開の範囲拡大の素案をまとめる
10. 28 市町村一斉公開ランキング発表 青森県では7自治体参加①三沢市97点②十和田市95点③青森市, 弘前市90点⑤八戸市, むつ市80点⑦金木町63点
県庁で記者会見 松原, 大坪, 久保沢, 伊藤参加
10. 29 情報公開市民フォーラム（仙台市）越参加～30日
11. 4 アレコ問題懇話会第2回会合 実見調査を決定
県情報公開制度改善検討懇話会, 条例改善案を知事に提言 ①知る権利の明記②請求権者を「何人型」に変更③公安委員会を加える④対象公文書を決済, 供覧が終了したもの以外まで拡大⑤県出資法人の情報公開に関する努力規定の記述
11. 5 北海道・東北市民オンブズマンネットワークと県民の会連名で, 川内町長にコピー代の引き下

げに関する申し入れ

活彩あおもり大祭典に県から大量の公費視察が判明（東奥日報）

- 11. 9 弘前市民オンブズパーソン、議員海外旅行問題で市に申し入れ
- 11.11 第4回情報公開度ランキング調査参加
- 11.24 アレコ懇話会第3回会合 「県の調査手続き、方法に問題なし」
- 12. 3 弘前市民オンブズパーソンJ R弘前駅東西自由通路問題で開示請求
- 12.13 青森公立大学田中問題で県人事委員会に提訴
- 12.14 アジア大会と青森県政を考えるシンポジウム（県労連主催）松原参加
- 12.17 県議会で情報公開条例改正案可決 ①知る権利の明記②何人型へ転換 公安委員会も早期に参加の方向へ
- 12.20 全国市民オンブズマン連絡会議、情報公開法法律施行令案に対して意見書提出
- 12.28 東西自由通路問題文書、ほとんどが非開示決定

2000年

- 1. 5 弘前市民オンブズパーソンの請求資料のうち、東西自由通路事業で14件が非開示通知
- 1.13 県議会決算特別委員会で、98年度の県情報公開請求252件、非開示（一部も含む）33件、理由は個人情報該当が47%、事業情報18%、県執行情報13%、不服申し立ては4件と報告
- 1.14 秋田県食料費関連訴訟和解
- 1.27 信号機入札結果調書の再調査
- 2. 7 アレコ問題懇話会中間報告 手続きに問題はないが調査、説明不足を指摘
- 2.11 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク例会（宇都宮）
- 2.25 鱒ヶ沢スキー場拡張計画書で柄沢氏県公文書審査会で意見陳述
東西自由通路問題で弘前市民オンブズパーソンが苦情申し立て
- 2.29 青森市民オンブズマン緊急臨時総会 アレコ問題
- 3. 3 県民の会、青森市民オンブズマンが県、県教委、県議会に対してアレコ問題の一層の真相究明への要望書提出
- 3. 6 県教育庁美術館整備・芸術パーク構想推進室長より、「『アレコ問題懇話会－中間報告－に関する決議と要望』にかかるオークション会社の報告書等の写し」の依頼が届く
- 3. 8 同上の文書が県教育長名で届く
第4回全国情報公開度ランキング発表 県に申し入れと記者会見
青森県は14位、議長交際費、警察情報の非公開100点満点で41点
- 3.17 仙台高裁で宮城県の県警察文書公開認める判決
- 3.26 アレコ問題懇話会最終報告書を4月にまとめる意向－購入手続きに問題はなかったが購入検討には稚拙な面もあったという結論の予定
- 4. 1 県情報公開の新条例施行 初日開示請求は13件 旧条例での請求総件数は1826件、内「開示」が779件、「部分開示」が681件、「非開示」が17件、処分決定が1477件（開示は53%）、「不存在」284件、「取り下げ」41件、8年度826件、9年度176件、10年度259件、11年度376件
大鰐町情報公開条例施行
- 4. 3 県新条例施行初日の開示請求13件
- 4. 5 県民の会、弘前市民オンブズパーソン合同幹事会 東北北海道ネットワーク弘前集会について

- 4. 7 県民の会, 青森市民オンブズマン, アレコ問題解明へ正式な査定評価を県に要望
- 4. 10 東北北海道ネットワーク集会7月1, 2日に決定
県民の会東奥年鑑に名簿掲載の資料提出
- 4. 20 県民の会, 弘前市民オンブズパーソン合同幹事会
- 4. 21 県議会自民党, アジア大会問題アンケートは「考える会」が政党色が強いという理由で回答拒否を決定
- 4. 24 民主県政の会, アジア大会問題で県民アンケート結果発表 「原因・責任が不明朗」過半数
- 4. 25 アレコ問題懇話会最終報告書を知事, 教育長に提出
報告書が提示されなかったことに関して青森市民オンブズマン不満表明
- 4. 26 県議会野球問題控訴審判決で新潟市民オンブズマンが逆転勝訴判決
- 4. 27 松原代表交渉して開示請求によらずに報告書入手
- 5. 8 1999年度の青森県包括外部監査報告書を請求
- 5. 12 東奥日報社, アジア大会問題情報文書非開示に対して異議申し立て
- 5. 16 県民の会からのニュース発送
- 5. 26 アレコ問題検討会(県保険医会館)松原, 関, 小館, 大坪, 中村
- 5. 29 東西自由通路問題の苦情申し立てで, 弘前市公文書開示審査会より大部分開示すべしとの答申
- 5. 30 鹿内県議アジア大会問題情報文書非開示に対して異議申し立て
- 6. 8 北海道東北オンブズマンネットワーク弘前集会準備会
- 6. 15 北海道東北オンブズマンネットワーク弘前集会準備会
- 6. 16 アレコ問題検討会(県保険医会館)
- 6. 27 弘前集会の件で記者会見
- 6. 29 弘前市公文書開示審査会が東西自由通路問題で全面開示の答申
- 6. 30 北海道東北オンブズマンネットワーク弘前集会準備会
情報公開条例策定自治体が1426(4月現在, 43.1%)1年間で518自治体増
- 7. 1 北海道東北オンブズマンネットワーク弘前集会 市民フォーラム「行政の意志決定過程の透明性」
松原, 葛西, 柄沢, 大坪報告 60名参加 商工会館
- 7. 2 北海道東北オンブズマンネットワーク弘前例会 48名参加
弘前市民オンブズパーソンが国, 警察不正支出110番に参加決定
- 7. 3 市役所で「110番」に対する記者会見
- 7. 5 J R弘前駅自由通路整備事業で弘前市民オンブズパーソンの請求非開示文書が, 苦情申し立て
で全面開示
- 7. 9 「国, 警察不正支出110番」(あすなろ法律事務所) 情報提供7件
- 7. 10 宮城県で県警交際費などを一部開示
- 7. 14 県情報公開審査会アジア大会問題で鹿内県議と東奥日報社の異議申し立て審査開始
東西自由通路問題で非開示決定を取り消し全面開示通知
- 8. 16 全国市民オンブズマン連絡会議, 外部監査制度の採点で青森県は「不可」の判定
- 8. 19 第7回全国市民オンブズマン連絡会議大会(東京)大坪, 越参加~20日
- 8. 24 青森市民オンブズマン第3回総会 アレコ問題での討議
- 8. 25 情報公開を求める青森県民の会と青森市民オンブズマン「アレコ問題最終報告についての見解」
を県に申し入れ

- 8.29 弘前市民オンブズパーソン情報公開報告会（中弘教育会館）JR自由通路問題討議
- 9. 2 第3回東北地域・自治体セミナー（大鰐山荘～3）「行財政・住民自治」分科会で情報公開を求める青森県民の会の活動報告
- 9.11 アレコ見聞ビデオ不開示問題異議申し立てで、県は「個人の顔と職歴」を含む行政文書として不開示理由を説明
- 9.21 新情報公開条例で、情報公開制度を導入した県出資法人は国際交流協会と21あおり産業総合支援センターの2法人のみ
県議会でアレコ一般公開事前準備事業費が計上され、来年度公開の見通し
- 10.11 青森物産協会会員から補助金不正流用の内部告発
- 10.13 県が外部監査人に2度にわたって意見を示していたことが判明
- 11. 2 弘前市民オンブズパーソン第3回総会（グリル要）全国市民オンブズマン連絡会議と東北北海道ネットワーク加盟決定 連絡先を大内代表宅に変更 役員改選
- 11.15 おおいた市民オンブズマンに資料送付
- 11.16 県情報公開審査会が知事の試問を受け県警、県公安委員会の情報公開問題について審議
- 11.17 第5回情報公開ランキング調査で県に開示請求
- 11.20 毎日新聞鈴木記者と会見
- 11.25 県が外部監査人への意見書で修正や部分削除を促していたことが判明（東奥日報社の情報公開請求による）
- 11.28 情報公開ランキング請求に対し開示決定通知
- 12.11 県情報公開審査会が県警情報公開問題で、県警の裁量権を尊重することで一致
- 12.15 弘前市民オンブズパーソン幹事会
- 12.17 青森県地域自治体問題研究所設立総会

第3節 県民の会の組織化の特徴

1. 地域オンブズマンの組織化

これらの運動の成果として、青森市民オンブズマンが初の支部組織として結成（97年9月・90名）された。また、98年9月には市の情報公開条例施行に先立って、弘前市で「弘前市民オンブズパーソン」が約30名で発足した。（資料Ⅲ－6）それぞれが、市長交際費や議員海外旅行問題など行政監視の活動を展開した。「県民の会」は情報公開を進めるという運動が中心であるが、オンブズマン活動を射程に入れるという方針も持っている。そのため全県組織としての県民の会とは別に各地域で支部を作り、その支部は独自の組織として地域で活動するという組織方針を打ち出していったことの具体化であった。オンブズマン活動は地域ごとということであるため、それぞれの主体性が十分発揮されるかどうか課題となるし、特に弁護士組織が弱く、専門家も少ないという地域では、役割分担や協力体制のあり方を検討しなければならない状況である。その意味では、この間、情報公開をめぐる非公開や部分開示の多さとも相まって、せっかく条例が作られたのに県民・市民が十分活用しない（請求件数が増えない）問題が立ち現れていた。例えば、旧条例で行われた開示請求は4年間で1826件、開示779件、部分開示681件、非開示17件である。処分決定が1477件で開示率

53%、不存在284件、取り下げ41件である。初年度は開示請求が826件で、次年度以降176件、259件、376件と低調は免れない。これは旧条例自身の不十分性によって、県民が使いづらいという問題点があったとしても、オンブズマンや議員等の請求を除けば多くがマスコミによるものであり、積極的に開示請求を持って使いこなすというところまで入っていないことが伺われる。

資料Ⅲ－6 地域オンブズマンの組織化

◆青森市民オンブズマン申し合わせ事項 97年9月26日

1. 名称と事務局

「情報公開を求める県民の会・青森支部」（通称・青森市民オンブズマン）とし、事務局は当分の間、青森市松原一丁目2-12に置く。0177-22-5483

2. 目的

「県民の会」の趣旨を達成するために、協力・共同して活動する。

3. 構成と運営

本会に賛同し入会した主に青森市民で構成する。（周辺の市町村民、外国人も認める。）団体加盟は認めない（但し、支援カンパ等は受け付ける）

4. 役員

支部長～1名、副支部長～若干名、幹事～若干名、会計監査～若干名、顧問～若干名

5. 総会

年1回開催する。その他、必要に応じて開催する。
会計年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

◆弘前市民オンブズパーソン申し合わせ事項 98年9月30日

1. 名称、連絡先

本会は弘前市民オンブズパーソンと称し、連絡先を弘前市紺屋町262に置く。（電話 36-9644
FAX 36-7665）

2. 目的

市政の監視および市民による市政への参加推進を目的とし、「情報公開を求める県民の会」と協力・共同して活動する。

3. 構成

本会に賛同し、入会した主に弘前市民で構成する。

4. 役員

次の役員を置くこととする。
代表幹事～若干名 幹事～若干名 会計監査～2名

5. 運営

総会を年一回開催する。
必要に応じて幹事会を開催する。

6. 会計

会計は会費と寄付金による。

会費は一口1000円とする。

会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

7. 付則

この申し合わせ事項は、1998年9月30日より発足する。

各地域でのオンブズマン組織を拡大していくために、東北北海道オンブズマンネットワークでは、99年2月の例会で市町村ごとの一斉ランキング調査を活動方針として決定した。各地で情報公開条例が作られつつある現在、いよいよ会員の一人一人が自分の地域で行動することが求められきたからである。具体的な方針がネットワーク事務局で検討され、8月に①首長交際費、②出張旅費、③食料費、④入札価格調書の一斉請求を行った。

当時、情報公開条例が施行されているのは県内67市町村のうち12自治体と、他県に比べて遅れている。県民の会結成以前に施行されていたのは川内町（91年4月）だけであり、その後97年4月に八戸市、十和田市、98年4月にむつ市、三沢市、森田村、金木町、98年10月に青森市、弘前市、99年4月に平賀町であった。（木造町は99年10月1日施行のため今回は請求不能）県民の会会員の活動として取り組んだ為、会員のいない森田村、平賀町（木造町もゼロ）は取り組めなかった。オンブズマン組織ができていない青森市、弘前市以外は会員も少なく、散在しているため、個人的な取り組みとなった自治体が多い。三沢市、黒石市、金木町、は会員1名のみである。結果として一斉請求に取り組んだのは青森市、弘前市、八戸市、十和田市、むつ市、三沢市、金木町の6市1町である。黒石市は弘前市民オンブズパーソンが出張して開示請求の交渉を行ったが、もう一步のところまで「住民でない」という条項を理由に拒否された。調査内容は市部に関してはおおむね高い得点である。減点となったものは以下の通りである。

青森市：交際相手情報が病気見舞い等で個人名の一部非公開、コピー代

弘前市：同上

八戸市：復命書がないこと、交際相手情報の個人名がほとんど非公開、コピー代

十和田市：復命書の書式＝独自の復命書をつくっていない

むつ市：入札予定価格非公開、コピー代

三沢市：交際相手情報が病気見舞い等で個人名の一部非公開

金木町：食糧費支出先の非公開、交際相手個人名全て非公開、入札予定価格非公開、コピー代

なお、調査時は青森市と八戸市では入札予定価格が非公開であった。その後世論の談合疑惑の批判の中で、青森市は9月1日、八戸市は10月1日より公開に踏み切った。得点は、10月1日現在ですということがネットワークで確認されたため、20点がプラスされている。得点は若干低くなったが公開内容で申し分のないのは十和田市である。（申し出をすれば何人でも請求できるし、交際相手も全て公開である、コピー代も10円である）交際相手情報に関しては、プライバシーが問題になるような見舞い等は、首長は公費を使わず個人的に行うべきであるという方向が望まれた。おしなべて、役所の対応は親切であった。しかし、その後一斉請求に参加しなかった自治体を独自に調査した結果、調査時点では、黒石市、平賀町、森田村ではこれまで住民による開示請求が1件もないことが判明した。情報公開担当部局を開店休業にするのではなくて、情報公開の意義を具体的に住民に知らせていく住民の運動が必要である。また、条例自体に対しては、もっとも早くできた川

内町で、議会情報の非公開、コピー代の高さなど、遅れている状況がそのまま放置されていることがわかった。ここでも、条例ができたから安心ではなくて、それを活用する中での運動の必要性が指摘された。(表Ⅲ-4)

表Ⅲ-4① 市町村情報公開度ランキング調査

No.	施行自治体	食糧費						出張旅費						交際費						食+旅 入札 結果 開示日 満点 110P	コピー 代 1枚 当たり 30P	開示 日数 請求 から 開示 の日数 10P	合計 150P	得点 100 点 満点 換算										
		請求	支出 目的	10P 支出 先	10P 請求 書内 訳	10P 小計 30P	10P 出張 者名	15P 復 命書	15P 小計 30P	3P 支出 年月 日	3P 支出 金額	3P 支出 の格 格	4P 交際 相手 情報	20P 小計 30P	20P 小計 満点 90P	20P 予 定 価 格 開 示 度	20P 満 点 110P	20P 1 枚 当 た り	20P 請 求 か ら 開 示 の 日 数						10P 合 計 150P	100 点 満 点 換 算								
1	青森市	○	○	10	○	10	○	10	30	○	15	◎	15	30	○	3	○	3	○	4	◎	15	25	85	○	20	105	20	20	8	10	135	90	
2	弘前市	○	○	10	○	10	○	10	30	○	15	◎	15	30	○	3	○	3	○	4	◎	15	25	85	○	20	105	20	20	17	10	135	90	
3	八戸市	○	○	10	○	10	○	10	30	○	15	△	5	20	○	3	○	3	○	4	○	10	20	70	○	20	85	20	20	27	10	120	80	
4	十和田市	○	○	10	○	10	○	10	30	○	15	○	8	23	○	3	○	3	○	4	☆	20	30	83	○	20	103	10	10	5	10	143	95	
5	むつ市	○	○	10	○	10	○	10	30	○	15	◎	15	30	○	3	○	3	○	4	☆	20	30	90	×	0	90	20	20	21	10	120	80	
6	三沢市	○	○	10	○	10	○	10	30	○	15	◎	15	30	○	3	○	3	○	4	◎	15	25	85	○	20	105	10	10	19	10	145	97	
7	黒石市	×																																
8	川内町	×																																
9	木造町	×																																
10	平賀町	×																																
11	森田村	×																																
12	金木町	○	○	10	×	0	○	10	20	○	15	◎	15	30	○	3	○	3	○	4	△	5	15	65	×	0	65	20	20	20	10	95	63	

表Ⅲ-4② 青森県内市町村情報公開条例(1999年10月現在)

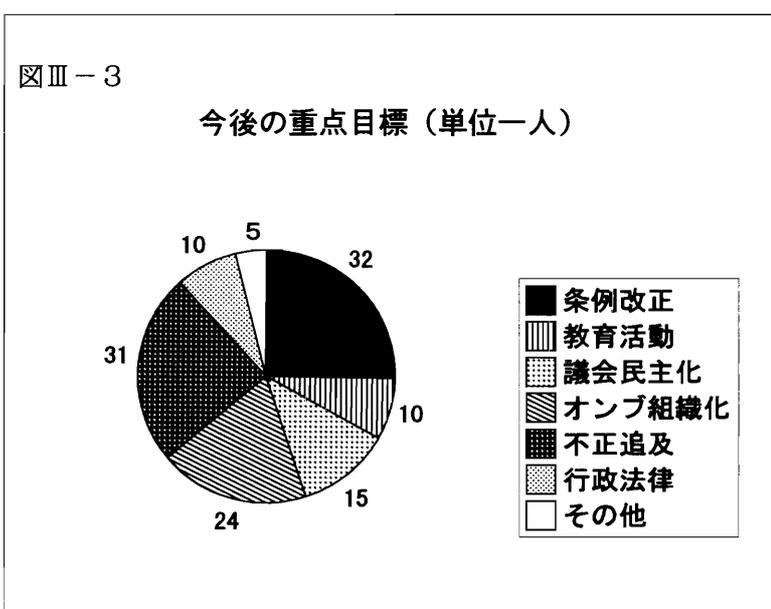
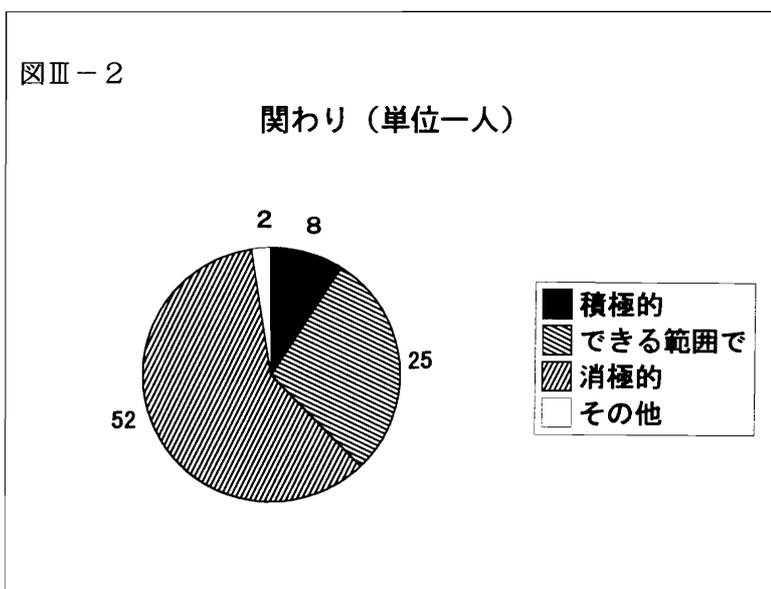
施行自治体	制定年月日	施行年月日	何人も	議会 会場	閲覧 料	コピー 代	備考
青森市	98.3.27	98.10.1	×	○	×	20	入札予定価格開示99.9.1
弘前市	98.3.24	98.10.1	×	○	×	20	
八戸市	96.12.26	97.4.1	×	○	×	20	入札予定価格開示99.10.1
十和田市	97.3.24	97.4.1	申し出でできる	○	×	10	
むつ市	98.3.24	98.4.1	実施機関が認めればよい	○	×	20	
三沢市	97.12.8	98.4.1	×	○	×	10	
黒石市	99.3.20	99.6.1	×	○	×	10	開示請求1件もなし
川内町	91.3.19	91.4.1	×	×	×	30	
木造町	99.3.23	99.10.1	×	○	×	20	一斉請求時点で未施行
平賀町	98.6.26	99.4.1	×	○	×	10	開示請求1件もなし
森田村	97.3.28	98.4.1	×	×	×	10	開示請求1件もなし
金木町	98.9.21	99.4.1	×	○	×	20	

県民の会の幹事や事務局、青森と弘前のオンブズマン会員以外では、情報公開の活動に初めて参加する経験であった。地域に点在している会員は相互の集まりや地域ごとの検討はなく、県民の会に「お願いします」あるいは県民の会を支えるための活動が中心であったという実状が示されたと言える。従来から、「やれるところでやる」という柔軟な方針を持った県民の会の活動では、地域にしっかりした基盤を持たないと（青森市や弘前市のように）地域的な組織化は自然発生的には進まないということである。この点は青森県の組織的特徴であると同時に運動上の弱点でもあった。

2. 会員アンケート調査より

県民の会は99年3月に会員に対するアンケート調査を行った。以下資料Ⅲ-7で示されるが、運動の関わり方としては「積極的」は少数であり、圧倒的なのが「出来る範囲で」「会費のカンパ程度」「代表に任せている」という消極的な参加であった。（図Ⅲ-2）県内に在籍している会員の

内、集まれる人が中心になっての活動は、少人数でもやれるわけであり、運動上の方針がしっかりしていれば大きな成果を上げることが可能であった。しかし、それは成果が大きければ大きいほど、「オンブズマンお任せ民主主義」になる可能性が高いものである。県民の会が活動を始めてから、数多くの「内部告発」や「依頼」が電話や手紙で寄せられた。それらの多くが、「追求して欲しい」という内容であり、一緒に検討をすることが出来たのは少数であった。中には行政というよりも、自分の所属する団体（農協や中小企業団体など）での情報公開を進めて欲しいといったようなものもいくつか見られた。県民の会はそれらの要望に対して、相談に乗ったりアドバイスしたりという協力は惜しめないが、実際の運動を担う請負団体ではない。それらの事柄は、当事者と「一緒に」運動する事であって、そのためには当事者本人の「決意」



や努力を必要とするのであった。そうではなくて、「何とかやってもらえる団体」というイメージができあがると、「お任せ民主主義」を脱却することにはならないのである。情報公開運動とオンブズマン運動を分けることによって、地域での運動を目的にしていたのだが、組織的には難しい課題でもあった。会の活動の方針として組織化に関しては、「オンブズマンになるべき」という意見は少数で、各地での運動は各地域でオンブズマンを作って活動するという「そのままでもよい」という意見が多数を占めている。重点目標も「条例改正」や「不正追及」が多く、「オンブズマン組織化」や「教育活動」は比重を下げている。(図Ⅲ-3)

青森県におけるこの種の運動の課題は、実は核燃反対運動にも言えることであった。「危険」「環境破壊」という誰にでもわかりやすい反対運動から「住民自治」という地域での課題として展開していく上で、それらの結びつきや展望を指し示していく上では一段と高い学習内容が要求されるのであって、それが住民の中に正確に認識されない間は、「専門家」がリードする必要があるからである。「文化人・科学者の会」や「母親の会」といったような階層ごとの組織ではなく、「核燃サイクル阻止1万人訴訟団」や「青森県の将来を憂える会」など一般を対象とした運動組織は、それぞれの「専門家」(弁護士や研究者など)が活躍しているが、その分だけ担い手が偏る傾向がある。従来の「社会的権力(政治家、有力者など)－大衆」という関係＝中間団体からの個人の解放という課題を解決するための運動にまで成長していないことの証であろう。

県民の会やオンブズマンは自主的な参加による運動団体であって、教育集団ではない。得意分野における「専門家」が加わって、民主的な討議の内に方針を決定し実行していった団体である。行政の対応に対しては「スピード」が要求され、小回りの利く集団が目指された。その意味では、従来の住民運動団体とは違った「新しい」側面を持ち、新しい運動参加者を獲得してきた。(組合の活動家よりも普通の市民、企業経営者、保守的といわれていた地域の有力者などの参加が目立っている。)しかし、こと住民自治や住民自治に対する力量を養う上では、「学習」が一層求められていると言えよう。事態の性急さに比べて、会員相互の教育＝学習は団体としては中心的な課題にならず、参加者もそれを容認(お任せ型)する事によって、住民自治運動としての脱皮がなかなか図られないというのが実状であろう。

その意味では、核燃反対運動の中から必然的に展開されてきた地域づくり研究会の位置は大きいと思える。地域づくりセミナーや共同の集い、そして地域自治体政策セミナーから青森県地域自治体問題研究所への歩みは、着実に地域自治体問題の学習運動として発展しているからである。運動と学習が一体になることによって、そして、学習活動に様々な立場の人々が参加することによって、お任せ民主主義の課題は前進していくと考えるからである。(資料Ⅲ-8、Ⅲ-9参照)

資料Ⅲ-7 県民の会会員アンケート (99.3) 郵送法による調査 回収率35.9%

◆①性別 男 71 ・ 女 14

◆②職業

会社員	3	教員	7	公務員	3	無職	21	団体職員	2	農業	7
主婦	6	医師	3	会社役員	8	弁護士	1	自営業	8	その他	9

③年齢 20代 1 30代 1 40代 14 50代 22
60代 25 70代以上 24

④加入団体 ① 情報公開を求める青森県民の会 41
② 青森市民オンブズマン 32
③ 弘前市民オンブズパーソン 16

- ⑤◆上記の団体に加入した理由は何ですか（当てはまるもの全てに○をつけて下さい）
- ① 役所の不正追及 50
 - ② 県民の会の支援 33
 - ③ オンブズマン活動に興味があった 36
 - ④ 自分のやっている活動に役に立つと思った 17
 - ⑤ 住民自治活動を進めるため 33
 - ⑥ 知りたい情報を得るため 19
 - ⑦ 役所のあり方に不満を持っていたから 40
 - ⑧ 議会のあり方に不満を持っていたから 33
 - ⑨ 加入しているという自覚はない 4
 - ⑩ その他（具体的に） 9
- ⑥◆上記団体に対するあなた自身の関わり方はどうなっていますか
- ① 会議や行動に参加し積極的に関わっている 8
 - ② できる範囲で参加している 25
 - ③ 会費のカンパをする程度でほとんど代表の人たちに任せている 52
 - ④ その他 2
- ⑦◆上記団体以外に、あなたが参加している市民運動はありますか。当てはまるもの全てに○をつけてください。
- ① 環境運動 22
 - ② 医療・福祉運動 16
 - ③ 教育運動 10
 - ④ 消費者（生協）運動 10
 - ⑤ 農業運動 8
 - ⑥ 中小業者運動 2
 - ⑦ 労働運動 7
 - ⑧ 原子力、核燃運動 30
 - ⑨ 文化運動 15
 - ⑩ 婦人運動 4
 - ⑪ 平和運動 22
 - ⑫ コミュニティづくり運動 2
 - ⑬ ほかに何もやっていない 20
 - ⑭ その他（具体的に） 9
- ⑧◆県民の会結成（95年5月）以前に、「オンブズマン運動」ということをよくご存じでしたか。
- ① よく知っていた 47
 - ② 聞いたことはあった 29
 - ③ よく知らなかった 10
 - ④ 全く知らなかった 1
- ⑨◆県民の会は県民を代表して県庁と対応し、情報公開を進める運動を中心にを行っています。そのため、各地域でのオンブズマン運動は、各地にオンブズマン組織を作って活動するという方向を目指しています。この組織化のあり方についてどうお考えですか。
- ① その方向でよいと思う 65
 - ② 県民の会自身がオンブズマン組織になるべきだ 17
 - ③ 各地のオンブズマン組織と県民の会は無関係でよいと思う 3
 - ④ その他 1
- ⑩◆「県民の会はもっと各地のオンブズマン組織を育てる努力をしてほしい」という声がありますが、具体的にどういう活動をするべきだとお考えですか。
- マスコミ、実務指導、参加呼びかけ、各地の問題点を、特定の人以外にも公開範囲の拡大、各市町村にオンブを、参加呼びかけ、全てを明かす
- 非会員にも公開、弁護士大学教員へ働きかけ、話し合いを重ねる
- プライバシー保護の指導、専門分野別グループ分け組織役割の明確化と作業分担、できることからこつこつと学習活動の組織化、運営方法知識の伝授、各市に支部を政治に中立に、一般市民にも広がり、学習会
- ⑪◆県民の会は当面何を重点目標とすべきだと思いますか。1つ選んで下さい。
- ① 情報公開条例の改正運動 32
 - ② 市民の教育活動 10

- ③ 議会民主化の運動 15 ④ オンブズマン組織化の運動 24
 ⑤ 不正追及の運動 31 ⑥ 行政・法律相談の運動 10
 ⑦ その他（具体的に） 5

⑫◆あなたが今一番やってみたい活動は何ですか。（アレコ問題の追求とか、新幹線陳情費の追求など具体的に書き下さい。）

- ① 不正支出 3 ② 議員 7 ③ 天下り 2 ④ 学校・教育 1
 ⑤ 環境 4 ⑥ 入札 2 ⑦ アレコ 17 ⑧ 警察 6
 ⑨ 新幹線 8 ⑩ 3セク 9 ⑪ その他 22

⑬◆県民の会の活動に関して要望がありましたら書き下さい

大学と市民との関係の位置づけ、むつ小川原開発、幅広く県民参加
 会合へのノータイ参加、広く宣伝を、会合数増加、NPOの申請
 核燃事業について、団体と交流して各問題を把握、県の諸施策について
 マスコミにPR、組織率を上げる動き、全人間を尊重した良識ある行動と情報を議会の全面公開、
 オンブの各地組織化と県政の情報開示
 金権政治の打破、世襲政治家の制限、会の活動自体の内容開示、医療関係
 子どもにも考えさせる、住民投票条例制定し、真の民主主義を公務員の不正について、意見交換で
 きる場を、様々な情報が欲しい
 下部組織の整備、呼びかけて、尾上町情報公開条例取り組みへの援助
 活動に広がり、議員・公務員の大幅削減、公共工事の問題
 一般市民（金融機関等）のあり方にも、オンブの活動についてのアドバイスを若い層に運動を広げ
 る、県の税金の使途

資料Ⅲ－8 青森県地域自治体問題研究所結成までの歩み

●地域づくりセミナー

研究会（88. 12. 26/27）地域づくり研究会、第1回1泊2日集会（浅虫温泉）

第1回目（89. 1. 28）畑中浩美「青森県の労働行政」

第2回目（89. 2. 18）八童慳盟「核燃問題と六ヶ戸元斤村の民主的開発を考える」

第3回目（89. 3. 18）仁平将「『昔森県保健医療計画』の問題点と課題」

第4回目（89. 4. 22）上野景三「臨敦審（生涯学習体系）と青森県社会教育行政」

第5回目（89. 5. 27）福士吉之助「青森県における労働者協同組合（＝事業団）運動の現状と課題」

第6回目（89. 6. 24）山内修「青森県の福祉行政について」

第7回目（89. 8. 27）末永洋一「核燃建設をめぐる経適と現罪皆」

神田健策「核燃をめぐる県内情勢について」

平野良一「『核燃をとめよう浪岡会』の実践から」

第8回目（89. 11. 25）松原邦明「青森県のリゾート開発を考える」

特別例会（89. 12. 16）研究会協賛「核燃阻止の展望を語る会」宮城・倉坪・神田

研究会（90. 1. 27/28）地域づくり研究会、第2回1泊2日集会（浅虫温泉）

第9回目（90. 4. 21）新山民雄「1990年代と生活協同組合の社会的役割」

第10回目（90. 9. 1）千田忠「地域づくりと教育・文化運動全国交流集会から学ぶ」

神田健策「第16回原発全国シンポ」から学ぶ

第11回目 (90. 10. 20) 佐々木憲一「青森の学校給食を考える～『私たちの給食白書』をまとめて～」

第12回目 (90. 11. 24) 安藤房治「今、核燃問題の論点を問う～公開討論会を前に考える」

第13回目 (91. 3. 24) 武田共治「二つの選挙を振りかえる、世論調査から跳めた県民意識」

第14回目 (91. 12. 14) 大坪正一「地域づくり運動の担い手」

渋谷長生「星埜・河相編『地域再構成の展望』を評す」

第15回目 (92. 8. 1) 日本科学者会議青森支部『核燃』問題研究委員会「核燃と青森県の経済・社会」

第16回目 (92. 12. 19) 守友裕一「内発的発展の道～まちづくりむらづくりの論理と展望」

●地域づくり共同の集い

第1回青森県地域づくり共同の集い (93. 10. 31) 青森市

第2回青森県地域づくり共同の集い (94. 11. 13) 青森市

●東北地域自治体政策理論セミナー

第1回東北地域自治体政策理論セミナー (98. 9. 12～13) 岩手県花巻市

第2回東北地域自治体政策理論セミナー (99. 9. 4～5) 秋田県十文字町

第3回東北地域自治体政策理論セミナー (00. 9. 2～3) 青森県大鰐町

●青森県地域自治体問題研究所設立総会 (00. 12. 17) 青森市

資料Ⅲ－9 青森県地域自治体問題研究所結成呼びかけと規約

◆青森県地域自治体問題研究所設立にあたって

研究所への入会の呼びかけと設立総会のご案内

あと僅かな日々を終えると21世紀がやってきます。20世紀最後のこの時に私たちは、郷土「青森県」に地域自治体問題研究所を設立することに踏み出しました。

今日、私たちの周りには地方自治に関わる多くのことが山積みしています。このような中で本年4月から、いわゆる「地方分権一括法」が施行されましたが、一部では、「地方の時代」が黙っていてもやってくるような声も聞かれます。

しかし、全国、特にこの青森県においては、今日、たくさんの問題点を指摘することができます。例えば、自治体の合併問題、アジア大会と財政問題、核燃料サイクル施設のゆくえ、リゾート計画の失敗と乱開発、産業廃棄物の不法投棄、農林漁業の不振、未曾有の不況と中小商店街の空洞化、介護問題と医療・福祉、子どもの生活環境悪化と教育問題など、数え上げるときりがありません。

このような状況の中で、本年9月2日・3日、青森県大鰐町において第3回東北地域・自治体政策セミナー（主催：同実行委員会、自治体問題研究所）が2百名を越える参加者のもとで開催されました。そして、多くの参加者はこの青森県において、さらなる地方自治の発展と民主的自治体の建設をめざすさまざまな運動の発展に取り組む必要性をあらためて痛感させられました。住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていくというこの当然の住民の権利をこの青森県においても更に根付かせていくためにそれらに関する研究所の設置が求められています。1963年に設置された自治体問題研究所は、地方自治の本旨に基づいた地方自治の発展を求める立場で活動を続け、全国に運動を広げ、今日では22の地方研究所を数えるまでになってきました。

私たち青森においてもこれに続いて、是非、地域自治体問題研究所を設立し、21世紀に向けて地方自治

の発展と民主的自治体の建設を発展させたいと考えております。ぜひとも多くの方々に入会いただきたく呼びかけさせていただくと同時に、研究所設立総会を以下の日程で開催いたしますのでご出席いただきたくご案内申し上げます。

まことに勝手ながら、同封のはがきにご記入いただき、12月15日までに返送していただきますようお願いいたします。

2000年12月5日

呼びかけ賛同人（順不同）

小田切明和（青森県生協連）、柴田黎二郎（秋田雨雀記念館）、蟻塚亮二（弘前市民が主人公のみんなの会）、成田祐之（内科医・青森市）、中里紘一（歯科医・青森市）、三上ハツエ（津軽農民組合）、坂本隆（ゴミ問題を考える会）、山本ケイ子（青森県国民教育研究所）、大坪正一（情報公開を求める青森県民の会）、阿部東（岩木山を考える会）、斎藤作治（下北の地域文化研究所）、神田健策（弘前大学農学生命科学部）、市川久也（青森地域福祉研究所）、大竹進（整形外科医・浪岡町）、三上真輝（立ちねぶた製作者）、内田弘志（八戸医療生協）、三浦昭（津軽保健生協）、佐藤豊彦（弘前子どもを守る会）

〔設立総会〕

◎日時 2000年12月17日（土）午後1時半から
（午後1時受付開始）

◎会場青森県観光物産館「アスパム」（5階「白鳥」）

〈記念講演〉にいがた自治体問題研究所事務局長 斎藤 保 氏
「21世紀の自治研活動をめざして～新潟県の経験から～」

〔記念レセプション〕

◎日時2000年12月17日（土）午後4時から

◎会場青森県観光物産館「アスパム」（11階「ポールドール」）

連絡先 〒036-8561

弘前市文京町3番地 弘前大学農学生命科学部内 神田 健策

E-mail address : ken1948@cc.hirosaki.u.ac.jp

TEL & FAX 0172-39-3828（研究室）

<自宅> 〒036-8141 弘前市松原東1-9-29

TEL & FAX 0172-32-4355

◆青森地域自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条（名称）

この会は、青森地域自治体問題研究所（略称：青森自治研）といい、青森県内に事務所をおく。

第2条（目的）

この会は、青森の地域問題や地方自治に関する調査・研究活動を通して、地域の民主的発展を追求する取り組みを進める。

第3条（事業）

前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①調査・研究事業
- ②学習・教育事業

- ③広報・出版事業
- ④「住民と自治」誌の学習と普及
- ⑤その他、目的達成に必要な事業

第二章 会員および会費

第4条（会員）

会員は次の通りとする。

- ①正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- ②賛助会員 目的に賛同しこれを援助する個人または団体

第5条（会費）

- ①正会員 個人会員 年額3000円（但し、『住民と自治』誌は含まない。）
団体会員 年額1口10,000円
*会計年度は、1月から12月までとし、途中入会費（個人）は月割り（月300円）とする。
- ②賛助会員 個人年額1口1千円、団体年額1口5千円

第三章 役員

第6条（役員）

この会に、次の役員をおく。

- ①理事長 1名
- ②副理事長 若干名
- ③理事 若干名
- ④事務局長 1名
- ⑤監事 2名

第7条（選出）

役員は、総会で選出する。

第四章 会議

第8条（総会）

この会は、上記事業（第3条）を行うとともに事業計画、予算・決算、規約の改廃、役員を選出などを決議するため最高機関としての総会を毎年1回開く。議事は出席者の過半数で決定する。

第9条（理事会）

理事会は、総会に次ぐ議決機関で理事長が召集する。

- ①理事長は、この会を代表し、研究所の業務を統括する。
- ②事務局長は、事務局を統括し、会計を処理する。
- ③監事は、この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第五章 会計

第10条（財政）

この会の経費は、会費、事業収入および寄付金をもってあてる。

第11条（会計年度）

会計年度は、毎年1月1日より12月末日までとする。

第12条（監査）

監事は、この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

附則：この規約は、2000年12月17日より適用する。

注

- (1) 神田健策「地域経済と農業の役割」, 日本科学者会議青森支部編『青森の科学者』第7号, 1989年, 同「全総計画破たんの象徴=むつ小川原はいま」, 『住民と自治』, 423号, 1998年, 等参照。
- (2) 宮本憲一, 『地域開発はこれでよいか』, 岩波書店, 1973年
- (3) 神田注(1)前掲書
- (4) 清水修二『差別としての原子力』リベルタ出版, 1994年
- (5) 青森県はこの30年間に2500億円以上の財政負担をしたが, 実質的な遂行者であるむつ小川原開発株式会社は2200億円を越える累積債務を抱え, 金利負担だけでも現在年間100億円以上にのぼっていると報道されている。(東奥日報1998年12月10日号)
- (6) この間の状況については, むつ小川原開発問題研究会編『むつ・小川原読本』, 北方新社, 1972年, 核燃施設問題を考える文化人科学者の会編『科学者からの警告—青森県六ヶ所村核燃料サイクル施設』北方新社, 1986年, 同『科学者からの提言—核燃は阻止できる』北方新社, 1989年, 舩橋晴俊ら編『巨大地域開発の構想と帰結』, 東京大学出版会, 1998年, 等参照。
- (7) センターの目的は, 「青森県民の生命と暮らしを守る立場から, 核燃料サイクル施設・原子力発電, 及びその立地条件に関する客観的で科学的な情報を収集, 分析し, 青森県民に提供する」(集会, シンポジウム, 出版物に関する情報を提供する)(規約第2条)とあるように, 情報提供が主たる目的であり, 正確な意味での反核燃運動の組織ではない。事実, 「運動に積極的に関与してはならない」ということから, 現状を打開するための各運動勢力を結集するようなシンポジウムの呼びかけを行う際にも, 全ての幹事団体の了承を得なければならないという性格を持っている。
- (8) 白紙撤回候補(得票率33.4%)が得票数で1位となったのは中津軽郡, 南津軽郡, 北津軽郡と弘前市のみである。現職の推進候補は弘前市を除く全市と, 東津軽郡, 西津軽郡, 上北郡, 下北郡, 三戸郡で1位であり, 六ヶ所村でも53.3%の得票率でトップであった。
村松恵二 武田共治, 「第13回青森県知事選挙報告」, 『弘前大学教養部文化紀要』, 36号, 1992年, 参照。
- (9) その他の会員は, 原子力半島化している下北地域でも団体5, 個人34名, 青森市を含む東青地域では団体8, 個人60名, 八戸市を含む三八地域では団体4, 個人90名, 全県団体が26, 県外が団体5, 個人194名である。
- (10) 注(8) 前掲書
- (11) 例えば, 県内92農協中50農協が反対決議(大会35, 理事会15)を上げたのに比べて, 自治体の反対決議まで至ったのは浪岡町, 常盤村, 鶴田町, 蓬田村の4自治体に過ぎず, それらはすべて津軽地域であった。後のインタビューでは, 津軽地域の農民の反対行動は, 南部出身の北村知事の南部地域偏重姿勢に向けられていたことも指摘されている。(『核燃問題情報』38号, 1993年6月)核燃サイクルができたとしても津軽の農民は何らメリットはないということである。
- (12) 日本科学者会議青森支部編, 『激変する国際情勢と核燃サイクルの破綻』1994年
- (13) 荒井邦昭, 「新全総下の教育と地域開発(1)」国民教育研究所編『地域開発と教育の理論』, 大明堂, 1984年, 所収, 64~66頁
- (14) 島恭彦が「戦後の歴史の中で, 後進地とよばれる地域の方に先進地の目を開くような住民運動がおこっています」(「地域開発と住民生活」『思想』1964年6月号)と述べていたように, 60年代後半から70年代の始めにかけては, 周辺社会の住民が学習運動と結びつくことによって開発政策に対抗した事例が全国で存在していた。

- (15) 船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子編、『巨大地域開発の構想と帰結』、東京大学出版会、1998年
- (16) 六ヶ所村内の反核燃運動団体は、この間村内の全有権者に向けて核燃サイクル施設の是非を問うアンケート調査(郵送)を行っている。94年8月の第1回調査では回答者667名(回収率8.06%)であったが、97年8月の第2回調査ではわずか200名の回答しかなかった。
- (17) 清水修二、『差別としての原子力』、リベルタ出版、1994年
- (18) 笹島保、「いま、社会教育を問う」、『地域と教育』、国土社、1989年
- (19) 弘前大学教育学部教育社会学研究室によって六ヶ所村小学生調査と同時期に行われた津軽地域である五所川原市内高校生調査によると、「将来も五所川原市に住みたい」という明確な意志を持っているのは5.4%にすぎなかった。オープンアンサーによる住みたくない理由の多くは、「活性化していない」「魅力がない」という事項であった。(市内にある全6校の高校生に対するアンケート調査、1998年6月、有効回答630)
- (20) 拙稿、「地域における教育の課題」、牧野吉五郎他編『生涯学習社会の教育を探る』、東信堂、1993年
- (21) 調査は、1998年6月に学校を通じた集合法によって行われた。対象は村の中心部にあるO小学校(対象者5、6年児童47名、回収率100%)と、村北部にあり核燃施設からは離れている漁業地域のT小学校(同106名、回収率97.2%)であり、153名の回答を得たが、この数は六ヶ所村の小学生全体の20.7%、高学年児童の54.8%である。O小学校では勤めが中心の家庭が74.5%と多く、自営中心は21.3%、出稼ぎ中心は4.3%である。むつ小川原港が近くにあり、廃棄物搬入の時などは物々しい雰囲気にも包まれることも経験している。T小学校では、自営中心(漁業25、店13、農業5)が37.7%で勤め中心38.7%とほぼ同数であり、出稼ぎ中心も23.6%と多い数値となっている。
- (22) 拙稿「住民運動論に関する一考察」、東北社会学会編『社会学年報』第28号、1999年
- (23) 鈴木清龍、「むつ小川原開発と教師」、『国民教育』、14号、1972年、野坂吉雄、「むつ小川原開発と六ヶ所村の人々」、『国民教育』、23号、1975年、等参照。